

平成18年第4回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成18年9月7日(木曜日)

議事日程 第2号

平成18年9月7日(木曜日) 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	矢野義夫	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	助役	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	櫛渕哲夫君	水上支所長	阿部正一君
新治支所長	石坂一美君	財政課長	木村一夫君
地域振興課長	林昭君	税務課長	林文博君
保健福祉課長	原澤和己君	環境課長	阿部正君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	阿部一司君
建設課長	鈴木初夫君	都市計画課長	若桑一雄君
学校教育課長補佐	青柳健市君	上下水道課長	青山実君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 議

午前9時開議

議 長（傳田創司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は23名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（傳田創司君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありましたので、順次、質問を許可いたします。

まず、2番阿部賢一君の質問を許可いたします。

（2番 阿部賢一君登壇）

2 番（阿部賢一君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。はじめに補助金の検討についてであります。

町が単独事業で実施している補助金の問題について、質問をいたします。

町が、町内諸団体に交付している補助金は、平成18年度94団体で約4,500万円ほどとなっております。

財政状況が極めて厳しい状況のために、一律50%削減した補助金の額であります。

この一律50%を削減したことにつきましては、町民より大変厳しい意見、そしてまた貴重な意見をいただいております。

そして、また、補助金の受給団体も、財政が大変に厳しいということで補助金に依存したいという心情も理解できないわけではありません。

また、補助金が尊大に効果を上げているということも否定はいたしません。

しかしながら、いろいろ補助金を貰うのに、疑問のある団体もないわけでもありません。

そして、町の財政はご承知のとおり、地方交付税の削減等もあり、大変厳しい状況であり、歳出削減に努めなければならない実情もあります。

こうした実態を踏まえ、補助金を民間の検討委員会で審査していただいたらどうかということをご提案申し上げます。

行政でも補助申請を丸飲みしているわけではないことと存じますが、やはり人間同士の付き合い、また諸処のしがらみもあり、勇断をできないといった実情も少なからずあると思います。

そこで広く町民の有識者をもって構成する検討委員会を設置していただき、委員会で申請の事業の内容、そして地域への貢献度、また今の時代に合っている交付なのか、そして、それぞれの諸団体の財政状況、昨日の監査意見報告でもありましたように、果たして補助金を貰わなくても実際に事業を続けられるのではないかと、また、いわゆる惰性的になっているのではないかとしっかりと審査していただく委員会を立ち上げていただけたらと思っております。

そして、そういうことにより、補助金の既得権益化を防ぎ、また補助金を交付される側の意識改革にもつながるものと考えております。

検討委員会について、町長はいかがお考えか所信をお伺いいたします。

次に2点目ですが、高畠牧場の有効活用について、質問いたします。

前橋市が撤退後、高畠牧場は放置された状況にあります。今後何らかの予定及び計画があるのか、まずお伺いをいたします。

そして、また計画があったとしても、実行までには、時間を要することであり、その間に雑木が繁茂しては手の付けようがありません。

やはり、牧場は牧場として活用することが一番経費がかからないのではないかと思います。現状のままで利用できるからであります。

また、みなかみ町内は、県下有数の繁殖和牛地帯でもあります。全農群馬渋川市場においては、平成17年度年間319頭の肉牛となるべく、元牛が生産され、販売高は1億6千万円で取引されております。

そして、渋川市場においては、みなかみ産子牛和牛は大変高い評価を受けております。

これもひとえに種畜貸付等基金及び優良凍結精液保管事業の効果の現れだと思えます。

畜産農家もやはり複合経営が多く、春から秋にかけて牧場に放牧するということは農家経営においても、また牛にとりましても大変プラスになります。

現在、町内の大峰牧場では、受入限度頭数は90頭であります。放牧規模頭数は220頭であり、約130頭は町外牧場を利用しているのが現状であります。

ヘクタールで約40頭が放牧可能と伺っております。25ヘクタールで100頭、そうすると、高畠牧場で十分対応できるのではないかと思います。

近くの牧場を利用できれば、これほど安心なことはありません。放牧牛の事故、分娩、病気・発病等、すぐに現場に行けるなど、畜産農家にとっては大変メリットがあります。

しかしながら、牧場管理運営には経費が発生いたします。

経費がかかるから出来ないと言うことでは畜産振興は図れません。

繁殖和牛放牧モデル事業など、県や国の事業を有効活用し、検討していただきたいと思えます。牧場として活用することについて、町長の所信をお伺いいたします。

3点目としていたしまして、猿害対策についてであります。

今年は猿害が多く発生し、またその数も増加傾向にあると伺っております。

行政としてもあらゆる対策を講じていることは、承知しておりますが、猿の悪知恵にはなかなか効果が上がらないのも現実であります。

電柵を設置しても、設置していないところで被害が発生したり、なかなか効果が見られないのが実情ではないかと思います。

我々人間が山林の手入れをしたり、生ゴミ、また猿の餌となるものの管理の徹底、そして、餌付けをしないことはもとより、人間生活圏に出没しないよう環境整備に努める必要もありますが、なかなか難しいのも現状であります。

保護獣指定のため、捕獲頭数にも制限があります。しかしながら、農家の被害は深刻であります。明日出荷しようと思っていた作物が壊滅状態の大変な痛ましい、深刻な常態であります。

今後も行政そして、住民、猟友会、三者連携を強化していただき、早急に対策を講じていただきたいと思えます。

また、現在、県が沼田市と実用化に向け、モンキードッグに取り組んでいると伺っております。しかしながら、これも時間がかかることでもあります。財政的支援、そして、対策事業等を県や国に強くはたらきかけていただきたいと思えます。

今後どのような対策を講じていくのか町長の所信をお尋ねいたします。

以上3点質問いたしまして、一般質問といたします。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 阿部賢一議員から3点のご質問でございます。順次お答えをしていきたいと思っております。

最初に、補助金の検討委員会の設置についてのご質問でございます。

補助金に対する考え方は、6月定例議会で穂刈議員のご質問にお答えしましたように、本来、補助金は各種団体等が一つの事業を実施するにあたり必要を認めて支出するもの、及び団体育成のために必要とする支出等であります。

したがいまして、事業及び団体育成が終了した時点で補助金を打ち切り、継続する性質のものではないと考えております。

「行財政改革調査会」では、既に補助金や第3セクターに対する委託料等について、みなかみ町の財政状況の如何に拘わらず、あるべき支出の姿を検討すべきであると指摘されております。

ご質問の「補助金等検討委員会」の設置につきましては、既にその設置について財政課に指示がありまして、19年度予算に向けて検討しているところでございます。

具体的には、市郡町村会で実施しております「法令外負担金規制委員会」の例に則り、補助団体等から補助金申請調書を提出して頂き、その必要性や有効性を審査して決定することになるのではないかと考えております。

また、財政健全化に向けて、経常経費の削減を図らなければなりませんので、その1つとして補助金の総額を圧縮していかなければならないと考えております。

したがいまして、ご指摘頂きましたように、補助団体等は自助・互助の精神で団体等の育成と運営にあたって欲しいとお願いいたしておるところであります。

阿部議員が言われますように、補助金等検討委員会につきましては、名称等の問題ありますけれども、できる限り早く設置をしていきたいと考えているところであります。

次に、高島牧場の有効活用についてでございます。

阿部議員の方からもお話がございましたように、みなかみ町内の繁殖和牛農家の放牧希望頭数は、例年220頭程であります。町内の大峰牧場での受入れは、90頭が限度であります。残りの頭数につきましては、利根郡内にある川場牧場と武尊牧場の2牧場を利用してきました。

しかし、今年になって川場牧場が料金アップを発表してからは、利用しづらくなっているのが現実であります。

来年は大峰牧場と武尊牧場の2牧場で175頭の放牧を受け入れることが可能ですが、残り70頭は今のところ、長野県を中心とする県外牧場を利用しなければならないのが実態であります。

高島牧場を活用できれば、県外放牧を利用しなくて済みますが、地権者である「須川牧野組合」は牧場としての利用は困るという意向を町に伝えてきております。

また、「恋越牧野組合」は、約10ヘクタールの面積ですが、40頭が限度であるというふうに考えております。

阿部議員が言われますように、高島牧場の利用価値は確かにありますけれども、町営とした場合の牧場運営経費等考えますと、大変に厳しいものがあると現在のところ思ってお

ります。

しかし、厳しいと言っているだけでは畜産振興につながりません。

議員言われますように、群馬県におきましても、「繁殖和牛放牧モデル事業」等があり、また当地区においてのこの事業等の導入等についても、いろいろとお話を伺っているところでありますので、今後は畜産振興を念頭におきながら、このモデル事業の導入等についても、考えていきたいと思っております。

次に、猿害対策についてであります。

猿害についてのご質問ですが、今年、みなかみ町をはじめ各地域で猿や熊、イノシシが、里へ異常出没しております。

里山林の放置・荒廃が、野生動物の行動圏の変化に関係しているのではないかと考えられますが、県の有害鳥獣対策担当部署や町内の各猟友会でも、その原因は特定できておりません。

町では、鳥獣保護委員や猟友会の皆さんとご相談をしながら、対策を進めてきておりますが、毎日、見回りを行っている猟友会員によりますと、猿の群れ、別れが見られ、しかも子供の数が多くなっていると報告を受けております。

また、猿は、畑や果樹園に朝早くから出没し、お昼になって人が家に入るとまた出没し、夕刻作業を終えて人が帰宅すると出没するという悪知恵があるようであります。

猿の駆除は、ご案内のとおり県の許可となっておりますが、四半期ごとに更新しておりますので、みなかみ町全域はいつでも駆除ができる体制になっております。

年間で群れの15%が駆除の許可条件となっており、みなかみ町では年間で駆除できる頭数は67頭となっております、1月から現在までの駆除頭数は25頭の報告を受けております。

各地区で銃や檻を使用しておりますが、その対応は役場や猟友会で行なっております。

水上地区では電気柵事業を導入して駆除しておりますが、猿知恵から電気柵をもくぐり抜けて、あちこちで農産物の被害が出ていると伺っております。

即効対策としては、月夜野地区では猟友会が駆除日を設定して、数人で巡視したり駆除を行なっております。

新治地区では地域ごとに猟友会に駆除隊を編成依頼し、役場に連絡が入りしだい駆除隊に連絡を取り、直ぐに現場に行ける体制づくりをお願いしております。

また、町では、発信器や受信機の数を増やして、居場所の確認が素早くできるように努めております。

さらに効果のある電気柵導入事業も考えておりますが、まずは農家の方々にも自己防衛に努めて頂き、轟音玉の講習や猟銃免許の取得をされて、地域ごとに駆除隊を編成されることを願っております。

また、農作物を野猿被害から防止するには、猿が里に出にくくするために里山林の手入れをする等、林野の環境整備が最も大事な対策であると考えております。

いよいよ実りの秋を迎え、有害鳥獣による被害が益々心配されますが、猟友会の皆さんと十分に協議を重ねて、効果的な対策を取りたいと願っております。

また、駆除隊の編成による対策となれば地域住民の協力が不可欠であり、したがって地区を上げて長期的に取り組む決意が求められると思います。

被害は日一日と広がることが予想されますので、野猿駆除に効果ある対策は即刻実行したいと考えております。

是非とも良きアイデアのご提供をお願い申し上げますと共に、対策に対する予算は専決事項でお認めいただければありがたいと、このように思っているところでございます。

以上3点についてのご質問に対しての答弁とさせていただきます。

議 長（傳田創司君） 2番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） 補助金の問題につきましては、検討委員会を立ち上げるという方向で取り組んでいるということでもあります。

広く町民の方から、有識者をもって構成していただきたいと思います。

そして、老若男女、若い方からご年配の方まで幅広く、女性、男性問わずの委員会構成をお願いしたいと思います。そして、守るべき文化などにはある程度、次世代に引き継ぐような文化事業については、しっかりと予算を取っていただき、次世代を支える町の子どもの健全育成のためのスポーツ少年団等への活用についても、このような団体の代表の方も検討委員会構成委員に入れていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、高島牧場の有効活用及び猿害対策についてですけれども、これは阿部農整課長に答弁願えればと思いますが、まずは高島牧場の件についてですが、町外牧場で今利用しているのが川場牧場ですが、料金がいくらかということ、また、大峰牧場の年間管理経費がいかほどかという点、また、繁殖和牛放牧モデル事業の見通しについて、また他にどのような放牧に対する事業が県国においてあるのか、在外事業の見込み等についてお尋ねいたします。

猿害については、県で取り組んでいるモンキードッグの実用化に向けての試験の進捗状況、及び他の市町村、全国的に猿害の被害を受けている自治体の対策は、どのような対策を講じているのか、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 検討委員会につきましては、先程申し上げましたように、できる限り早く設置をして、19年度の予算編成に備えたいと考えております。

さらには組織作りの問題点等については、どのような組織がよろしいか、阿部議員のお考えとしては、各種団体等の代表者の方にも入っていただいたらどうかというご意見であります。

確かに増額する分には良いのですけれども、逆に切られる場合がありますから、そういう場合、各種団体の代表者として出た場合どうなのだろうかなど心配もしますけれども、やはり適正な補助金が交付されることが一番良いわけでありますので、それらを考えながら組織作りはしていきたいと考えております。

さらに次世代のことを考えて、文化スポーツに対しての保護育成等については、特に力を入れろというご意見でございますが、まさにそのとおりだと思います。

財政は厳しいと言いながらもですね、やはり次代を担う青少年のスポーツを通しての健全育成、さらには町に伝わる伝統文化というものは、大きな町づくりをしていく支えになっていくことは事実でありますから、これらを守り、またしっかり次世代に引き継ぐためにも、それらに対する補助金等については、できる限り予算付けをしていくように努力をしていきたいと考えております。あとは農整課長から答弁いたさせます。

議 長（傳田創司君） 農整課長阿部行雄君。

（農整課長 阿部行雄君登壇）

農整課長（阿部行雄君） 前橋市の高島牧場撤退に伴い、その後の牧場活用について、経済連、酪農家、また新治の和牛改良組合、これらからオファーがありました。

しかし、今まで公共牧場が間に合いましたので、声を掛けておく程度という姿勢が見受けられました。

穴原牧場、前武尊、これらは閉場し、川場が料金アップということで高島が重要視されてきたことと思います。

高島牧場については、90ヘクタール、草地につきましては50ヘクタールということで、全部使いますと150頭近い和牛が放牧できるのではないかとということです。

しかし、放牧に一番適している須川牧場については、先程町長から答弁がありましたように、牧場として使用してはダメだと言われております。

町で予算、発注して災害対策を施し、返還ということです。

恋越や東峰牧野組合については傾斜がきついで難しい面もあるかと思えます。

和牛改良組合の情熱誠意があれば、放牧可能かと考えております。

当時高島牧場を設置するにあたり、非常に新治、前橋市議会議員とも、幾晩も議論を重ね、地元の方を説得にあたり大変だったと伺っております。そんな中で熱意があれば、ある程度の方向に向かうのかなと思っております。

また、高島につきましても、すぐすぐしようということではなく、ある程度早期改良、また、牧柵の手入れ、こういうものがどうしても必要になるということです。

自分達でも、管理者のほうも、ある程度そういう面で、利用すると言う気構えがあれば、何とかなるのかなということです。

ただ、前にも質問が出ましたが、荒廃地や耕作放棄地、これらを牧場にしたらどうかという話も出ましたが、今環境問題が非常に問題となっておりますので、ただ荒地だからと言って、なかなかそこに牧場を新しく作るというようなことはできないということでもあります。非常に難しくなったということです。

町も町営ということになりますと、大峰方式ということでやらせていただきますと、牧場管理費80万円程度かかるのかなということです。

先程言われました大峰についてもそうなのですが、春4月の末日から10月まで、約半年間なのですが、牛を入れ替えたりということで、放牧しております。

1日一頭300円ということでいただいております。80頭程度いるということで400万円くらいの収入になるということです。

町の当初予算としては、530万円ほど支出しております。約100万円ほどの支出負担ということになるかと思えます。川場牧場については、360ということなんですけれども、今度は一気に500に上げるということで、これではちょっと使えないかなということでございます。

県に対しては、浅間牧場と言うのがございます。これは酪農専門のところで、和牛については入れないということなんですけれども、若干余っている土地があるので、そういう所を和牛に解放と言うことで、町としては要請していきたいと思っております。

モデル事業については、牧柵等のリース事業ということで、リースについてはお金は頂かないということですが、期間については県で貸し出すという内容の事業であります。

これらについても詳細は、後日お伝えしたいと思っておりますが、一応、高島牧場については、そのようなことであります。

次に、猿害対策についてあります。有害鳥獣等の駆除については、町長答弁にありましたように、檻や銃で対応しているということですが、一定の成果はあるものの、決定的な対応策は難しいというのが事実であります。

全国的にも決め手が無い、いろいろな方法で試しているということです。

猿の学習能力は非常に高いものがあり、ある程度方策を駆使しても、皆クリアをしていくということなのです。

全国的にはどのような方法をしているのかということですが、一般的には奥多摩方式と呼ばれている方法で、みなかみ町でも実施しておりますが、猿に電波発信機を付け、毎日パトロールし、猿の生態をつかんで、先回りして駆除をするという方法です。

これもすぐすぐには成果が上がらないのですが、これが一応全国的に取り入れられている方法です。

パトロール等について、水上地区では2名、新治地区では3名、月夜野地区では1名が実施してくれているということであります。新治地区は3名と言いましても、1日交替で回っているので、1日1人ということになるかと思えます。成果が充分かと言えば、それほどでもないのですが。

次に岡山方式という方法が、最近取られております。

これは猿に発信機を付けるのは同じなのですが、受信機を畑に装着し、猿が近づいてくると、音が鳴り、赤色灯が周るという方法です。リンゴ園や畑がまとまっている所には有効かと思えます。ただ、猿は学習能力がありますから、これも時間の問題かなと思えますが、これが岡山方式と言うものです。

また、モンキードッグについては、一応県で3頭育成しました。半年間訓練して、この6月に利根町で実験をしているということです。

ラブラドル犬2頭、柴犬1頭で、犬でもモンキードッグに向いている犬と、向かない犬がいるそうです。

まずは、人に絶対服従できることが条件だそうです。これは犬はつないで飼わなければならない決まりがありますので、その特例として、服従できるという項目があるそうですが、これを守れない犬はダメで、また、猿を見て吠えない犬もダメだそうです。

どのようなことをしているかと言いますと、犬が毎日見回りをしている、猿がいると感じたときは放してやる、この繰り返しを毎日やってきたということです。

出動回数につきましては、24回ほど追いつけということで、これによりまして、猿も一集落については出なくなったということですが、課題もあるそうです。

犬が猿をどこまで追いかけているのか分からないということで、猿同様、犬にも発信器を付けなければならないのかなということも考えているということです。

県の方もこういうことで取り組んでいるということです。以上です。

議 長（傳田創司君） 2番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） ありがとうございます。

いろいろな放牧、高島牧場を是非とも繁殖和牛の農家のため、畜産振興のため、活用できるように、いろいろな事業を模索していただきたいと思えます。

また、県や国にもはたらきかけていただきたいと思えます。

猿害についてなのですが、いろいろな対策を講じているということは承知しているのですが、本年7月農林水産省において、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度が発足しております。

これは被害に被っている自治体が、対策を指導助言していただく制度であります。

例えばこういう事業に町として登録をされることも一つの方法ではないだろうかと思っております。積極的にこういう事業を活用していただくのも猿対策の一環ではないかと思

っております。

また、放牧事業、放牧モデル事業等の有効利用、猿害対策については、財政が大変厳しい折ではありますが、住民の方が非常に深刻な状況にあるという認識の下にしっかりと県、国に働きかけていただき、早急な対策を講じていただきたいと強くお願いいたしまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（傳田創司君） これにて、2番阿部賢一君の質問を終わります。

議長（傳田創司君） 次に、1番前田善成君の質問を許可いたします。

（1番 前田善成君登壇）

1番（前田善成君） 通告に従い一般質問をさせていただきます。

合併の効果と課題について、質問いたします。

私たちが暮らす、みなかみ町は区域・住民・町長・議会・条例などの要素があって成り立っておりますが、その中でも町長の膨大な組織を統轄し、町を代表し、仕事を執行しておられる、町長のリーダーシップは、町の在り方に大きく影響します。

町を活かすも枯らすも町長の頭と腹の感じがします。真に住民の願いを実現する人であって欲しいものです。

利根川源流・森・川・山の防人として、森林を生み、生命を運ぶ利根川源流の町を合い言葉に、2万5千人が大同団結して、産声を上げた源流の町、みなかみは、あと僅かで満一歳の誕生日を迎えようとしています。

合併直後は、過去にない豪雪を経験し、新町はまさに大風邪をひきましたが、その後は大したケガもなく、無事に一歳になろうとしています。

合併して1年を経過しようとしている現在、合併の効果と感想について、町長の率直な思いをお聞かせ願いたい。

自治体というものは、一朝一夕に形成されるものではありません。長期的な目標を持ち、地道に創造していくものであり、短期的な欠点により、事の是非を判断することは、危険であります。

人口構成の激変、生活圏の拡大、厳しい財政状況等の理由で成された合併ですが、一般町民は概して特段の意見を述べません。

特に教育、保健及び福祉事業（合併効果としてのサービスの充実）に関しては、その効果に疑問を持つ町民が見受けられますが、町長のお考えをお聞きしたい。

今の現状では住民サービスの低下は目に見えます。

住民の生活を守る市町村にとって現在行っているサービス水準の確保が心配される中で、交付税制度の大幅な改正が検討されているようではありますが、改正に備えた考えがあるかと思われませんが町長のお考えをお聞きしたい。

以上の点について、お考えをお聞きし、一般質問といたします。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 前田議員のご質問にお答えいたします。

町村合併をして、早一年になろうとしているときに合併の効果と課題についてのご質問でございます。

前段としては、組織の在り方、さらには町長のリーダーシップ等についてのご意見でございますが、やはり行政は、まさに公選で選ばれている私、そして議会の皆さん方、そこ

に政策論争を闘わし、いかにして町民のために、町政発展のためになるかということを経験し、その方向付けを決めて、着実な歩みをするのが肝要であろうと考えております。私自身も、みなかみ町長としてのリーダーシップをしっかりと執っていく決意でございますけれども、議会におきましてもやはり町民の代表として、町のあるべき姿等について、しっかりと訴え、お互いに議論し合って、素晴らしい町づくりをしていきたいと思っておりますので心よりお願いを申し上げるしだいであります。

さらには、先程、水と森林防人宣言のお話、そしてまた、豪雪等についての取り組み、さらには教育・保健福祉事業関係等について、その合併後の効果について町民も疑問を持っているというご質問でございます。

そういう中で、「住民サービスの低下が目に見えます。」ということなのですが、結論的に言いますと、私は町村合併をして良かったなと思っております。

町村合併をしなかったら、今の行政サービスは維持できない。これは昨日も行政報告をいたしましたように、さらには決算認定の内容等を見てもお分かりのとおり、この町は財政的にも大変に厳しい状況にあるわけです。

しかし、何とか町村合併できましたので、今ある力を元にして、合併特例債等を上手く活用すればですね、何とか今の行政サービス等を維持しながら、夢のあるまちづくりができると考えておまして、私自身はそういう意味から、財政再建をしながら、夢のある町づくりをするという公約を基に現在町長職にあります。

それでは、前田議員の方から、ご質問の内容等の要旨をいただいておりますので、それに沿いまして、答弁書を作成しておりますので、それを元に一回目の答弁をさせていただき、再質問等でいろいろとその後について質問の内容等について詰めていただければと思います。

昨年10月に新町がスタートしましてから、一年が経過しようとしております。

国・地方の財政悪化、少子高齢化、地方分権等で市町村はかつてない程の厳しい運営を迫られております。

これらの問題に対応するためには、今までの手法を見直すだけでは解決することができず、思い切った構造改革が必要になります。

市町村合併は最たる大きな構造改革に他なりません。

私達はこの町村合併によって財政強化を図ると共に、福祉や教育等、住民に身近な行政サービスの維持改善と充実に努め、将来にわたってこの地域が持続的に発展する礎を築く責務があるところのように考えます。

前田議員のご質問であります、合併の効果と課題についてですが、まずは、みなかみ町の財政状況についてお答えしたいと思います。

17年度決算統計の結果を見ますと、歳入総額は146億4,800万円で、その約33%を占めるのが地方交付税で47億8,400万円、次に多いのが地方税で約27%に当たる39億7,600万円、それから主に町民等が負担する負担金・使用料・手数料・諸収入等を足しますと約7%に当たる10億8,000万円となります。

また、地方債が約7%で10億5,600万円、国や県の支出金も約7%にあたる9億9,800万円、その他地方譲与税や地方消費税交付金等の合計が約5%で7億9,300万円となっております。繰越金等その他の収入すべてを合算しても、その総額は129億4,300万円でありました。

これだけでは予算が組めないために、基金から、貯金から17億500万円を繰り入れ

て何とか予算編成をしたのが実態であり、この基金繰入額は収入合計の約12%を占めています。

歳出は、総額141億1,400万円であり、そのうち約21%が人件費で30億3,700万円、次に公債費が約19%で26億1,700万円、広域圏等の負担金や団体等への補助金である補助費が約13%で18億8,900万円、特別会計等への繰出金が約10%に当たる13億4,500万円でありました。その他に維持補修費、扶助費など経常的に要する額が6%程であります。このため建設事業等の投資的経費に当てた額は約12%の17億800万円と年々減少しているのが実態であります。

また、平成17年度決算を平成16年度の3町村及び衛生施設組合の決算合計と比較しますと、歳入は約99%、歳出は92%に縮小されております。

こうした状況から、歳入の課題は地方交付税と町税の動向にあります。地方交付税は交付税特別会計の状況から判断しても、景気回復によって税収が増えても、それが即地方に配分されておられません。

一方、町税は税収の約36%が償却資産税であることから、課税額が償却に伴い年々減少するため、これは年々4,000円程減っております。これからもそれが続いていくわけです。景気回復による増収分を吸収してしまう恐れがあります。

その上、基金の状況はご案内の通り、毎年多額の取り崩しによって繰入金予算計上しておりますが、このような予算編成を何年も続けるとしたら財政は破綻してしまいます。

歳出では、人件費・公債費・補助費等の経常経費を経常の一般財源で賄えない状況であり、17年度の経常収支比率は102%という状況であります。

この経常経費については徹底的に見直しを行い、これからは前例主義を廃して事業や施設の効果等見ながら予算配分していく考えであります。

17年度の人件費は、前年対比7,300万円減少しました。さらに物件費は、支所の管理費等が削減することができましたので18年度以降は効果が現れてくるものと期待をいたしております。

この様に合併により明るい材料も生じてきており、今後も合併効果が益々大きくなると思います。その上特例債という有利な起債の活用によりまして、実質公債費負担比率も改善されていくものと考えております。

こうした結果により、住民に身近な福祉や教育等のサービスの維持・充実を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の福祉や教育関係ですが、合併前の旧町村ではサービスのバラつきがありましたので、合併協議を基にして調整を行ってまいりました。この調整により福祉医療費助成制度や出産祝金、また福祉タクシー事業、温泉無料入浴券配布事業のようにサービスが向上したのや、介護保険料が下がった地域もあり、健康診断の自己負担分が増加したのものもあります。

また教育委員会関係では、幼稚園や保育園の保育料等について調整をしておりますので、保護者の所得階層等によって増額あるいは減額が成されております。

何れにしても、町村合併により財政は平準化できたわけでありますから、今後は住民サービスもできるだけ早く平準化するように努力を重ねてまいりたいと思います。

現状の住民サービスは、合併に伴う財政の平準化によって、何とか維持できている状況にあります。

その内容は、町村合併しなければ住民サービスが維持できなかつたり、例えできたとし

でも数年しか持たない実態を知るときに、合併して良かったと安堵いたしております。

ここに、ご理解とご協力を賜りました町民皆様に心から敬意と感謝の意を表するしだいでありませう。

私の目標は、「財政再建」と「夢のある町づくり」であります。確かに、現状の財政状況から判断しますと矛盾するところがあると思ひますけれども、償却資産税の目減りはあつても、40億円近い税収のある町であります。

加えて谷川連峰・利根川に代表する自然と、いで湯と文学の町を想像するとき、否が応でも夢と希望が湧いてきます。

道程は決して平坦ではありませんけれども、全力を尽くして期待される町づくりのために頑張る決意であります。

今後とも、よろしくご支援の程お願い申し上げて答弁とさせていただきます。

議 長（傳田創司君） 1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） 行財政に関するご回答をいただきまして、各種の制度改正により、町の責任が増しつつあるわけですが、とりわけ財源確保の面で交付税の行方が大変心配されるころであります。教育・福祉に関しては、やはり町民の理解をお願いしたいという内容でしたが、限られた枠の中で確保されたサービスを有効に利用できるように努めてもらいたいと思ひます。

当局におかれましても、改善すべきところは改善していただきたいと思ひます。

町長は、行財政改革にあたって、米沢第9代藩主上杉治憲公の功績を良く語られますが、治憲公は藩主として、「民の父母」であると考え、自ら助ける「自助」、近隣社会が互いに助け合う「互助」、藩政府が手を貸す「扶助」、これを根本とする「三助」を唱えていました。

町長には町民に約束した4年間の公約があり、困難と思われることも多いと思ひますが、理解者を募り、各種諮問機関である委員会を立ち上げ、課題の克服に努力を重ねていると思ひますが、即実行された事業に関して、町民の理解が乏しい内容があつたように思われます。

また、議会においても、説明不足という面が否めないのではないかと思われます。

さらに申し上げれば、合併後の夢のある町づくりを目指して、事務事業の評価に関しての対応がお粗末ではないかと、そのように町政運営を拝見して感じておるところであります。

この際、足腰の強いみなかみ町を建設するため、近々の取り組みとして、全ての部署の事業に行政評価システムを導入し、サイクルによる行政運営の確立や職員の意識を「手段主義」から「成果主義」に転換を図ること等のお考えがあるかお聞きしたい。

次に改革を実現するには、まず職員の協力と努力が肝要と思ひますが、その小さな成果として評価したいのが、まだまだ試験的で試行錯誤の中と思われる広告事業の実施であります。

このような事業の導入・拡大については、町民サービスのための貴重な財源を確保する面において、必要不可欠と思ひますが、「自助」の実現のための工夫があるか、お考えをお聞きしたいと思ひます。よろしくお祈りします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 今、前田議員のご質問で、上杉擁山につきまして、私は信奉いたしております。成せば成るの精神は、母親が私に教えてくれたことでありまして、成人後、鷹山の

本にふれまして、この言葉は上杉鷹山が言ったということを知り、上杉鷹山の自助・互助・扶助の精神については、大変に私自身も感銘し、これからの町づくりの基本にしていきたいというふうに考えております。

そこで今、お話しがありました即実施された事業に関して町民の理解が乏しい内容があったように思われるとか、議会においても質疑が多いのは説明不足であるとか、事務事業の評価に対して対応がお粗末ではないかとかという話なのですが、それは具体的にどこなのか言ってもわからないと私自身としてもお答えできないのですけれども、具体的にどうでしょうか、言っていないでいいでしょうかね。

それから、手段主義から成果主義にの関係につきましては、やはりこれからの町づくりの在り方については、ややもしますと前例主義になりがちですけれども、そういうものを廃してですね、起業的センスを入れる中でのまちづくり、いうならば、まちづくり経営というものが大事であろうと考えております。

したがって、現在の組織そのものを今私自身良しとは思っておりません。

この町政の組織を成果主義にあった組織体にするように変えていかなければならないと考えております。

そういう中で、これからのそれぞれの行政として目標をしっかりと掲げて、職員にも話をして、そして最小の支出で最大の効果をいかにして上げるかという大きな目標を掲げてそれに向かって努力もし、行政そのものが町民に期待されるものにしていきたいと考えております。

組織の再編につきましては、今年度中、来年度には新しい組織でみなかみ行政が推進できるように、現在考えているところでございます。ある程度の方向が決まりしだい、また議会の皆さん方にもお諮りをしていろいろとご意見を承りたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

その辺のところどうでしょうかね、どこがどうなのか分かりませんので、言っていなければお答えいたします。

議 長（傳田創司君） 1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） まず、指定管理者の関係等が、なかなか周知徹底できなかったという点があると思います。

それと、福祉の関係ですが、ガン検診などの時に女性達が今まで無料で受けていたものが、急に今年からなくなると、それについて説明が少し足りなかったようなお話を伺っていますので、その辺について、そういうことで質問をさせていただきました。

それと事業評価という点ですが、秋田や青森、鳥取県のように事業評価、事業に対しての評価シートをある程度作ると、その評価シートによって、翌年の予算請求の資料にしたり、それをホームページで公開することによって、住民達に事業の内容と代価と効果について、説明しているような、そういうものが新町に見受けられないので、その辺のところを考えているかどうかということで質問させていただいています。

それから、指定管理者なのですが、指定管理者自体の特定指定を行ったことによって、指定管理者を指定するときの内容がちよっと不明確になったと、指定管理者制度を利用した職員のスムーズな官から民への移行とか、そのようなメリットがなくなっているのではないかという点についてです。

それから、職員等、合併のメリットとして、特別職員の配置等が謳われていますけれども、医療・福祉・建築・土木等の各事業に専門職員を登用して、各委託料の削減などをお

考えになっているかについてもお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 福祉関係について、ガン検診等の一部自己負担のお話し、先程も答弁で申し上げたとおりであります。

増額になった部分もあれば、サービス向上になった部分もあるわけですが、その関係につきましても、予算編成時に詳細に説明をして、ご議決を願って、執行してきているわけですので。

確かに、重複になりますけれども、ガン検診関係等については、自己負担分を増額させてもらいましたけれども、新たなサービスも今年度から取り入れているわけでありまして、それらにつきましては福祉課長の方から、詳細今一度、答弁をさせていただきますけれども、やはりこれから考えるときに、今までこのようにやってきたから、それをずーっと継続するのではなくて、やはり新しい一つの諸事業等を導入する場合等については新たな財源が必要なわけですから、やはりそれをするために片方については少し、我慢をしていただくとかですね、そういう一つの考え方も取り入れていかないと町の財源そのものは決まっているわけでありまして、その点をご理解いただけるのではないかと思います。

それから、指定管理者制度の問題等につきましても、これも詳細説明をさせていただきますので、ご議決をいただいで今日に至っております。

今後いろいろと進めていく中でありましたら、問題点等ありましたら、そういうご意見を取り入れて問題なきようこれから進めていきたいと思ひます。

詳細については担当課長から答弁いたさせます。

議 長(傳田創司君) 保健福祉課長。

(保健福祉課長 原澤和巳君登壇)

保健福祉課長(原澤和巳君) 検診関係につきましてお答えいたします。

検診については、大腸ガンをはじめ胃ガン・乳ガン・子宮ガン検診等々ありますが、全検診について負担増をしたわけではございません。

全協等やお知らせ等でも周知をさせていただきましたが、大腸ガン・肺ガン・前立腺ガンについては、現行500円でしたが、今でも現行同様500円で実施しております。

胃ガン・乳ガン・子宮ガンについては、500円で実施していたものを1,000円で負担増をお願いをしますが、現実として、胃ガンについては昨年実績で申し上げますと、一人当たり3,900円ほどの基本検診料がかかります。これについて約3割の負担増をお願いしたものであります。3,900円の3割で試算しますと、個人負担が1,000円というかたちでお願いをしております。

また、基本検診についても3,880円の検診料がかかります。これについては約3割負担1,000円の負担増等をお願いしてきたところでございます。

また、基本検診等については、本来対象年齢は40歳以上が対象ですが、町独自といたしまして、30歳及び35歳を追加して、サービスの向上を図っております。

また、旧月夜野地区で実施しておりました夜間検診、これが5時から7時まで受付をしておりましたが、これを水上地区・新治地区にも拡大をして、サービスの向上を現在図っているところでございます。

また、胃ガン検診については、早期検診、これは旧水上町・旧新治村で実施されておりましたが、これも新たに月夜野地区を追加いたしまして、早朝7時より受け付け開始をして出勤前の受信を可能にするなどサービスの向上を図っているところでございます。

検診関係については以上でございます。

先程、町長答弁にもありましたが、福祉タクシーについても、旧水上町で実施していたものですが、重度障害者の方に対して、1ヶ月に2枚、年間24枚の割でタクシーの基本料金が無料になる券を昨年度実績で53名、1,104枚交付をしております。

また、無料入浴券については、地域、新しくなりました地域の交流、世代間の交流を図ることを目的といたしまして、8,369世帯に入浴券を配付をしております。

これにつきましては、町営のまんてん星の湯をはじめといたしまして、町内5箇所の温泉施設を無料でご利用できるようにサービスの向上を図っております。

また、77歳以上の方には、3,264名の方が該当いたしました。年間10枚の入浴券等を保健福祉のサービスの拡充に努めているところでございます。

議長(傳田創司君) 地域振興課長。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長(林 昭君) 指定管理者制度については、平成15年に法律が出来まして、3年間の猶予期間というものがありまして、18年9月1日には施行しなければいけないということで、市町村合併が入り、旧3町村の中で、なかなかそれに取り組んでこられなかったという状況の中で、新町になって、指定管理者制度に取り組みを始めたという状況であります。

そういう中で、昨年12月議会、今年3月議会、5月臨時議会にもお願いをし、いろいろ説明をさせていただく中で、地域の雇用ですとか、そういったことを中心に特定等する団体が多かったということがございます。

今までの説明の中でも、このままずっと今のところが特定の団体と指定して良いものだというのではなくて、なるべく短い期間、1年7ヶ月の間に第3セクター等も経営を強化する中で、その次の公募というようなことも視野に入れる中でやっていきたいという説明をさせていただき、その中で今の指定管理者の議決をいただいたという状況でございます。

今後、第3セクターの報告等、いろいろ経営内容等についても、どういった協定になったのかなども、時にふれて説明をさせていただきたいと思っております。

議長(傳田創司君) 1番前田善成君。

1番(前田善成君) 福祉と指定管理者の説明ありがとうございました。

ただ、指定管理者制度については、官から民への移行の要素もあると思いますので、その辺のところをお考えいただいたり、事務事業の評価シートの導入等をお考えいただいて、一般質問を終わりたいと思います。

議長(傳田創司君) これにて、1番前田善成君の質問を終わります。

議長(傳田創司君) この際休憩いたします。10時30分より再開いたします。

(10時09分 休憩)

(10時30分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長(傳田創司君) 次に、14番鈴木幸久君の質問を許可いたします。

(14番 鈴木幸久君登壇)

1 4 番 (鈴木幸久君) 議長のご許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、町長にお願いがあります。私の質問の答弁にあたっては、月並みな表現や型にはまった文句でなく、信念に基づいた本音で語っていただきたい。

金、金、金とその日暮らしの蟬のように鳴くのは止めて、そろそろ町民を勇気づけるビジョンをこの答弁の中で、夢のある町づくりをからめ、熱く語っていただきたい。

町民に選ばれた町の長なのでありますから。

なお、簡潔に的確にお答えいただけましたら、持ち時間の半分20分で済みます。

それでは質問に入らせていただきます。

最初に、湯原温泉街観光振興について、3点ございます。

1点目、町づくり交付金事業のうち、ひがきホテル駐車場取得の件をお尋ねいたします。湯原温泉街活性化にとって、大変な重要な問題です。

当初、この夏迄には取得契約は完了と聞いておりましたが遅れている様子、何か問題点があるのか、お聞かせ下さい。

次に2点目、同じくまちづくり交付金事業で、湯原地内の利根川べり遊歩道建設計画が地権者の同意が得られず暗礁に乗り上げていると聞ききます。

事業の時間的制約を考えますと一刻の猶予もありません。

この際、計画の変更を決断し、現時点ではより誘客効果の期待できる、ひがきホテル駐車場に隣接する閉館施設を取得し、さらにその施設に隣接する湯原温泉源泉地、源泉を活用した温泉公園、その建設が大駐車場を最大限に活かしたものになるはずで

駐車場と公園が一体となった観光拠点、利根川を見下ろし、谷川岳を仰ぐ素晴らしい展望台であり、源泉を目で見て、手に触れた観光客の心は解放され、その足は自然と湯原の温泉街へ向かっていくことと思われま

す。山・川・温泉の3体を備えた公園、それこそ遊歩道の代替案としても最適と考えま

す。町長のお考えをお聞かせ下さい。

3点目、現在、湯原温泉最大の観光スポット、諏訪峡遊歩道についてお伺いいたします。

先般の保全対策調査団によりますと、非常に危険のAランク10箇所、危険のBランク11箇所、やや危険のCランク8箇所と、合計29箇所の危険度が判定されました。

今年4日には水上観光ガイド協会も活動を休止しました。

しかし、年間10万人は訪れる魅力ある景勝地であります。観光客の安全を確保し、通行できるようにできないか、町長の見解をお聞かせ下さい。以上。

議長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) 鈴木幸久議員のご質問にお答えいたします。何とか20分で済ましていただけますように精一杯答弁いたしますのでよろしくお願

いいたします。

まず、最初に、湯原温泉街駐車場用地取得の件についてお答えいたします。

この件は、まちづくり交付金事業で実施中ではありますが、用地取得の交渉中に民事再生法の申請という事態が発生し、遅延を余儀なくされております。

また、当該の土地に現在も使用中の貯水槽があることから、この移転補償の問題が新たに生じております。

現在、移転費用の提示を行っており、概ね9月中には契約できる段階に進んでおります。その後、計画の町道下川原線の延伸と温泉街駐車場を整備し、温泉街に観光客を誘導し、地域の情報発信や農産物の路地販売ができる環境整備を進めていきたいと考えております。

次に、湯原地内の利根川縁の遊歩道建設計画ではありますが、「草津温泉の湯畑」、「伊香保温泉の石段」等、県内の温泉地には、その温泉地の核となる施設がありますが、水上温泉には残念ながら、そのような施設が見当たりません。

温泉地としての風情に欠けていると、訪れる観光客からも指摘される所以であると思います。

遊歩道の建設計画は、火災で朽ち果てたホテルや、下水道の排水管等の露出箇所が見られ、また遊歩道から客室が覗かれる等の阻害要因があると聞いております。

すでに、水上地区の「まちづくり交付金事業」は、スタートしてから2年半が経過し、町村合併等から事業の計画当時から諸事情も変化していると思います。

それだけに湯原の地を訪れるお客さんに「水上温泉が変わる胎動」を強く印象付けることが大事であると思います。

そのためには鈴木議員が言われるように、「山・川・温泉の3体を備えた公園」の整備は理解できます。

加えて、若山牧水・与謝野晶子・太宰治等の文学作品を広め、東京芸大との連携によって「芸術と文学」を標榜する街を創り、訪れるお客さんが散策したくなるような温泉街を作りたいものであります。今ならできます。まだ間に合うと思います。

まちづくり交付金事業の期間内に、目的に添った事業を精査して、是非とも実現したいと考えております。

何れにいたしましても、地元関係者のご理解とご協力がなければ、湯量も豊富で、谷川連峰・利根川の景観にマッチした水上温泉街の再生はできません。

私はこのために、全力を尽くす決意でありますので、引き続きのご指導とお力添えをお願い申し上げます。

また、観光名所であり春から秋かけて、多くの観光客の皆さんが散策を楽しまれる諏訪峡遊歩道周辺についても、安全対策上、今後この事業で出来る施策を講じていかなければなりません。

笹笛橋の架け替えや、与謝野晶子が昭和7年水上を訪れた際に、躍動する利根川の鮮烈な印象を詠んだ「岩の群 おこれど阻むちからなし 矢を射つつ行く 若き利根川」の歌碑がある周辺は、今やラフティングを楽しむ若者で賑わいを見せております。

この場所からは、秀峰谷川岳と、まさに若き利根川を望む絶景の地でありますので、周辺の整備をぜひとも実施していきたいと考えております。

次に、諏訪峡遊歩道ですが、仮に散策中の観光客等に対して落石事故による死傷事故が発生した場合には、観光地にとって致命傷となります。

浮き石撤去等の応急措置を執るべき、業者に見積もりの指示を出しましたが、業者としては完全に浮き石が除去できるわけではなく、安全性が向上するものではないので、安全を補償することはできないとの回答でありました。

諏訪峡遊歩道の長大な危険箇所に対処するには、時間と莫大な費用を要します。

そこで観光客の安全確保と観光地としてのイメージダウンの回避は、管理者の責務として早急に判断をせざるを得ないことから、9月8日（金）17時より一部通行止めと決定しました。

なお、諏訪峡遊歩道の長期通行止めは、町の観光政策に与える影響が極めて大きいと考えております。したがって、新たな代替案を模索中であります。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。以上で答弁いたします。

議長（傳田創司君） 14番鈴木幸久君。

14番（鈴木幸久君） 町長の答弁をお聞きして、順序は逆ですが、まず、諏訪峡遊歩道の件から申し上げたいことがあります。

この件に関する町長の見解は、安全を最優先とし、明日8日には通行止めの処置を執るとのこと、観光地として観光客が無論のこと、地元住民に人気のある散策道であり、安全を最優先は当然のこと、その見解に対しては異論はありません。

答弁の中に、新たななる代替案を模索中とあり、その案が出来たとき改めて協議の場で議論をするとし、本日はこれ以上、この件に関してはお聞きしません。

何しろ、素晴らしい景勝地です。時間と金がかかるにしても、簡単に諦めずに再開に向けて最大限の努力を頼みます。

次に、ひがきホテル駐車場の件は、湯原観光関係者言うに及ばず、湯原区民全員が首を長くして待っている事業であります。

この事業の成立なくしては、温泉公園の構想も絵に描いた餅になってしまいます。

さらに、この大駐車場を「まちの駅」、「温泉の駅」と銘打ち、拠点化できれば、700m北のJR水上駅、500m南の水紀行館・道の駅と3大拠点が曲線で結ばれ、新たな観光動線として、大いなる展開が約束されます。

9月中には契約が出来る段階とのことですが、1日も早い決着を期待して、待っております。

なお、駐車場整備に当たっては、無機質なアスファルトのみのそんな駐車場でなく、樹木を配置し、木陰のある、さすが温泉街の駐車場と言われるような風情のあるものをお願いしたい。

最後に、温泉公園の件ですが、代替案として急に浮上したのではなく、湯原温泉街活性化の目玉として、何年も前から話し合われてきた事柄です。

ここに当時、水上まちうち再生委員会の委員長をしていた木村義夫氏の平成16年10月23日付けの報告書があります。関係者に配付されたものですが、タイトルは、「湯原温泉街活性化への提案」とございます。

ちょっと、拾い読みさせていただきますが、「ひがきホテル駐車場隣接の閉館施設の敷地と建物を町で購入させていただき、川辺の温泉広場とする。その広場を温泉街の大駐車場予定と一体化して、一つの大きなスペースとする。温泉広場に下記のような施設を設けると共に関係者は協力して、温泉街活性化の施策を行う。①源泉噴いて、湯けむりの立つ源泉所を設けて、温泉情緒を楽しむ場所とする。②川縁の風情を楽しみながら、入れる足湯を設ける。③川縁の景色を楽しむスペースを設ける。④イベントや各種祭事のための設備を設ける。」等とありまして、「町民特にお年寄りのため施設、例えば、町民サロンを設け、談笑や趣味の集まり等で、気楽に利用したり、そこに行けばいつでも誰かに会えるような町民サロンのような楽しみの場所とする。」と、いろいろ書かれてございます。

ここで、一番大切なのは、町長も仰るとおり、地元関係者の理解と協力を得て、湯原区民が一丸となって、取り組むことです。

草津温泉の湯畑を筆頭に、全国を代表する温泉街には源泉・飲泉所・湯煙等があり、そこを中心にして多くの観光客が集まって、賑わいをつくっています。

湯原温泉も前々からその必要性を感じながらも、今日まで実現できずに至ってきました。バブル崩壊以降、特に観光産業は疲弊しており、湯原温泉もまた同じであります。

観光客の来ない観光地の財政が潤うはずがありません。いかにしたら、お客さまに一人

でも多く来ていただけるかと町民の観光に関する意識改革と、町の長である町長の観光への姿勢にこれからのみなかみ町の将来がかかっていると云っても過言ではありません。

町長の行動力が、みなかみ町民の原動力であり、活力であります。

さらに、湯原温泉街活性化を皮切りに月夜野地区、新治地区の観光拠点整備を順次計画実行し、新町みなかみを豊かに、みなかみ町民を幸せにする責務を全うして下さい。

これらの発言に対して、答弁は要りません。

なお、質問事項2として、「財政再建の鍵は観光振興、町長はトップセールスマン」を通告しておりましたが、このやり取りの中で、私の問いただそうとした町のトップセールスマンの覚悟、姿勢が、垣間見られましたので取り下げいたします。

以上で一般質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 大変に力強いお言葉をいただきました。

実現に向けまして、粉骨砕身努力をしていく決意でありますので、どうぞ一つ今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

議 長（傳田創司君） これにて、14番鈴木幸久君の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 次に、10番高橋市郎君の質問を許可いたします。

（10番 高橋市郎君登壇）

10番（高橋市郎君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして2点質問をさせていただきます。

はじめに、町財政の現状と健全化への取り組みについてお伺いいたします。

新みなかみ町誕生から、約1年が経とうとし、町財政の厳しさは予想以上であります。

今年度予算編成に当たり、人件費や補助金の大幅な削減など、職員・町民に多大なご理解、ご協力をいただいたことは、今更申し上げるまでもありません。

そのような現状の中で、この質問をすることは、私自身、大変胸の痛む思いであります。私たち議員も共に痛みを分かち合うことが肝要と思いますが、今その現状にないことが、心苦しく思うしだいあります。

さて、先日の新聞報道による「財政・黄信号」、また、「第3セクター水上リゾート開発の民事再生手続き」など、町民に町財政に対する心配と不安が広がっております。

その不安を解消するべく、財政の展望と健全化への取り組みを町民に示すべきと考えます。

合併特例債活用による「夢のあるまちづくり」と財政健全化、その両立こそ誇れるみなかみ町になることと思いますが、町長のお考えを伺います。

次に少子化対策についてお伺いいたします。

町の少子化は、予想を遙かに超えるスピードで迫っております。

その対策は、少子化の根っ子と言われる男女の出会いの場の提供、子育て支援、教育環境の整備等の対応が必要であることはもちろんのことであり、今、町が進めている都市計画による町づくりでの企業誘致などによる、若い人達の職場の確保、定住化の促進など総合的な対策が必要と考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 高橋市郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初に町財政の現状と健全化への取り組みについてでございます。

三位一体の改革等により、地方交付税や国庫補助金が削減され、地方の財政は窮地に立たされています。

特に地方交付税の改革は、都市と地方との格差が広がる中で、人口という単一な基準で算定されることは、地域の実情を全く無視したもので、広大な行政エリアを持ち、人口密度の低い当町にとっては死活問題であります。

みなかみ町の財政の現状は、合併前3町村とアメニティパークを合算した、平成17年度一年度分の財政状況調査の数値からも、その厳しい状況が顕著に現れております。

具体的には、	実質単年度収支	2億2,980万円の赤字
	経常収支比率	102.8%
	実質公債比率	20.7%
	公債費残高	186億5,306万円 となっております

実質単年度収支が、財政調整金等から7億4,800万円取り崩したにもかかわらず、赤字であることは、人件費・公債費・物件費等の経常経費がいかに大きな割合となっているかを示しております。

経常経費比率については、町の財政構造の弾力性を示す指標で、一般的には70%程度が妥当であり、これを大きく超えていることは、普通建設事業など臨時的な経費にまわす余裕がないこととなります。

経常収支比率が高い要素の一つとしては、合併したことにより、次のような町有施設があるからだと思えます。

都市公園	8カ所
公営住宅	48棟 (内一戸建て17戸)
小学校	9校
中学校	4校
幼稚園・保育園	9園
温泉入浴施設	6施設
福祉関連施設	12施設
公民館・ホール	14施設
体育館・運動施設	16施設
スキー場	1施設
観光関連施設	22施設等と、

一つの町にしては施設の数が多いことは、当町が観光地でもあり、行政面積が広大でもあることによりますが、今後は、類似施設の統廃合をしていかなければならないと考えております。

次に、人件費ですが、多くの施設を抱えている現状から、臨時職員等を含めた経費についても、今後計画的に削減していかなければなりません。

併せて、第3セクターを統合して、効率的かつ独立採算できる体質にする必要があると思えます。

さらに、過去のインフラ整備のために起こした公債費残高が、すでに償還額のピークは越えていますが、アメニティパークの償還が終わる平成23年度までは、高い水準で推移していきます。

行政報告でお知らせしたとおり、実質公債比率を下げていくために、今後は原則、合併

特例債等有利な起債以外は活用しない方針であります。

このような財政状況ですが、財政健全化を図るには、まず、経常経費の削減はもちろんのこと、地域間交流や企業誘致を果敢に実施し、地域の活性化を促し、安定した財源を確保する施策が急がれます。

この地には、谷川岳をはじめとして、素晴らしい素材がたくさんあります。

また、活かされていない素材を発掘するために、東京芸大の学生を中心とした外部の目と、地域住民による再発見により、みなかみ町を大いにアピールしていきたいと考えております。

さらに、今まで首都圏にしか向けられていなかった地元の目を360度全方位に向けて、多くの観光客をみなかみ町に呼び込もうとする姿勢が肝要であると思います。

行政と地域住民とが協働し、それぞれの役割を担っていけば、必ずや明るい展望が開かれるものと信じております。

第3セクター等の経営状況については、過日、ノルンスキー場等を経営する「水上リゾート開発㈱」が、69億1,000万円の負債を抱え、東京地裁に民事再生法による申請をしたことは、行政報告で申し上げたとおりであります。

町としては、第3セクター等の経営状況の開示については、地方自治法による出資比率2分の1を超えるものについては、毎年、その経営状況について議会報告をさせていただきましたが、今後は、その他の第3セクターについても、その経営状況をお知らせすることを検討したいと思います。

本日、午後3時より、全員協議会の場におきまして、水上リゾートを始め、出資2分の1以上の第3セクターの関係者から説明がありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、少子化対策についてお答えいたします。

ご質問に沿いまして、答弁内容等を作成いたしましたら、大分長くなりましたので、一つご容赦願いたいと思います。

私は、7月27日発行の「せせらぎ会報6号」で「少子化の原因と対策」について述べましたが、その原因の一つは女性の社会進出があると思います。

その反面、職場と家庭の両立が難しく、家事と育児に専念できる環境にないことであります。

二つには子育てと教育にお金がかかることを挙げております。

確かに、この二つは少子化に向かう要因であると思いますが、根本的には家庭における子供の存在意義が変わってきたと思います。

それは、一つにはサラリーマン化が進んで、家庭と職場が分離され、我が子に家事を手伝わせたり、家を継がせる状況なくなってきました。

そして、二つには充分か否かの議論は別として、社会保障制度が拡充され、老後の生活を子供達だけが面倒見なくても良い社会環境になりました。

それでは、どうすれば少子化減少が止められるかということであります。

今からサラリーマン化を逆行させたり、社会保障制度を後退させることは不可能であります。

しかし、子供達は将来、社会全体の重要な支えになるわけですから、子育ては夫婦や家族に任せるだけでなく、社会全体で育てる仕組みが大事であると考えております。

そのためには、少子化対策を大きく国政の俎上にのせて議論し、国民一人一人が自分の

生活を謳歌する一部を子育て中の皆さんに提供して、社会全体で支援する体制を創ることが急務であると、大事であると考えております。

まずは一日も早く、国の税制改正や財政措置をして、早急に効果的な対策を講ずるべきであると考えております。

例えば、結婚並びに出生については、大幅な税制上の控除を実現することです。現在は38万円ですけれども、これらを大幅に改善すべきであると、このように考えております。

また、国からは1人について最低50万円を支給する出産祝い金として支給する「出産祝い金制度」を作るべきであるとのように考えます。

現在は、国民健康保険等で出産一時金として、36万円が支給されておりますけれども、これはあくまでも保険制度の上でのことですので、国独自で出産祝い金の制度を作るべきであろうと考えます。

さらには、育児手当制度であります。これについても、大幅な拡充をすべきであろうと思っております。

現在は、第1子、第2子が月額5,000円、第3子以降は月額10,000円となっておりますが、これらについても、国にあっては財政が厳しいとは言いながらもですね、次世代を支える子供さん達のためでありますから、やはりしっかりとした養育ができるようなそういう一つの育児手当制度を私は拡充すべきであろうというふうに考えております。

これらの実現は、日本民族が未来永劫に存続し、国民一人一人の幸福につながるものと思うからであります。

以上のように、私は新たな国の施策に期待しますが、本町にあっては「みなかみ町」に生まれ、教育を受け、町内の様々な産業等に就労され、結婚をして、子育てに励み、老後の人生を「みなかみ町」で生きがいと楽しみを持って過ごせるような町づくりを目指したいと考えております。

未だ十分な成果は出ておりませんが、現在取り組んでいる町の施策と今後の取り組みについて申し上げてみたいと思っております。

まずは、「福祉医療制度」についてであります。

この制度は子育て支援にあたり、医療費負担の軽減を図るものであり、みなかみ町の単独事業として、13歳までの自己負担分を扶助しております。なお、新町誕生後の17年度実績は、受診件数が7,708件であり、金額では1,809万1千円となっております。

この事業によって、13歳までの医療費は無料化となり、児童・生徒の養育しやすい環境づくりに努めているところであります。

次に、「みなかみ町出産祝い金制度」であります。

この制度は、町独自の制度でありますけれども、出産を祝福し、若年層の増加と定住促進を図るために出産祝金を支給しております。

支給対象者は6ヶ月以上、引き続きみなかみ町に在住していることが条件であります。

祝い金額は、	第1子	20,000円	
	第2子	100,000円	
	第3子以降	300,000円	となっております。

新町誕生後、平成17年度実績は、54件で492万4千円となっております。

次に、「母子保健事業」について申し上げます。

町では保健師や栄養士を中心として、両親学級や乳幼児健診・家庭訪問等の母子保健事

業を実施しており、出産や育児の不安を軽くし、安心して子どもを生み育てる支援をしております。

併せて急速に進む少子化を、直ちに解決する決め手はなかなか見つかりませんが、保健推進員や子育て支援ボランティアの皆さんのご協力を頂きながら、子供を生み、育てやすい環境作づくりに努めているところであります。

現在は66名の保健推進員さんと、子育て支援ボランティア「にこにこクラブ」の18名の皆さんにご活躍を頂いているところであります。

次に、「男女の出会いの場」を作ることです。

結婚自体はきわめて個人的なものです。未婚率の上昇と晩婚化の進行とともに少子化が進行し、地域の次代を担う若者が減少しているのも事実であります。

しかし、出会いの場をしっかりと支援していくためには、様々な人々の支え合いと連携が大変重要であると考えております。

今後、情報ネットワークや地域イベント等を活用して、地域の内外を問わず、広域的な視点から支援に努めていけたらとこのように考えているところであります。

また、「子育て支援と教育環境の整備」についてであります。

まず、子育て支援では、町村合併を契機に保育園・幼稚園・学童保育施設等、いわゆる幼児教育に関する業務は、全てを教育委員会で所管いたしております。

町内には、公立幼稚園4、公立保育園4、私立幼稚園1、公設民営保育園1、の計10施設があります。

希望者が全員入園できる施設数になっておりますが、月夜野地区の一部では、下牧の月夜野保育園に入園したいがために待機している方もあるようであります。

次に、教育環境の整備についてであります。少子化に対応した施設整備については、すでに、新治地区では統合小学校の建設が始まりました。他地区につきましては耐震対策も含めて、現在、教育委員会で「教育施設整備検討委員会」を設置して検討中であります。

精力的に関係者と話し合いが持たれていると伺っておりますので、結果を待って対策を講じてまいりたいと考えております。

これらは飽くまでも少子化に対応した教育施設の整備であり、直接的に少子化に歯止めをかけられる対策にはならないわけです。

さらに、後段の「住みたくなるような都市計画によるまちづくり」については、合併後11ヶ月余りを経た現在、都市計画の基本理念に基づきまして、都市計画区域の拡充や都市計画道路等について、都市施設の見直しを前提に基礎調査を進めております。

また、財政再建を前提とする取り組みでありますので、限られた予算を効率的に活用して、効果的な公共投資ができるように調整をしているところであります。

まず、都市計画の区域指定は、新たに新治地区を設定し、水上地区は既存の計画の他に準計画区域の設定をし、計画決定してから20年以上経過しても未着手のものは見直してまいりたいと思っております。

また、「まち作り交付金事業」は、水上地区の事業を進めると共に、月夜野・新治地区の事業を進める新たな「まち作り交付金制度」の導入に取り組んでおりますが、このことは3地区が都市計画に沿って均一に整備され、住民が連帯と協調のもとに誇りを持って生活できる町づくりのために進めていこうとするものであります。

都市計画は、50年を目標とも言える計画行政の最たるものであり、それだけに都市計画法、建築基準法、国土利用計画法等を後ろ盾に、規制と誘導を用いて事業を推進するこ

とが肝要であります。

そして、事業完了の暁には、地域住民に愛着と誇りが生まれ「住んで居て良かった」と実感できる町づくりにしたいと念願しております。

都市計画は、長期計画でありますので、5年周期で人口動態や土地利用、様々な開発事業等を斟酌して、その時々ニーズや社会状況に沿った計画に改め、町づくりの方針を再構築することが求められております。

現在は田畑と宅地の混在する地域であっても、無策のまま宅地化が進みますと交通を阻害する狭隘な道路ができてしまいます。

また、日照を阻害する建物が乱立したり、騒音が発生する建物と一般住宅が混在したり、災害に弱い町になったら大変であります。

したがって、計画の策定に当たりましては、英知を結集して「誰もが住みたくなる町づくり計画」を樹立して、実現に向けて共に汗をかいていきたいものであります。

そして、この取り組みが少子化対策につながり、みなかみ町の輝かしい未来に向けて、揺るぎない礎石を築くものと期待をいたしておるところであります。

ぜひ、ご協力のほどお願い申し上げます。以上で答弁といたします。

議 長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 一般質問の通告期限が、8月29日でした。

その翌日の30日の上毛新聞一面に、「財政の黄信号」と一緒に「水上リゾート開発の民事再生」の記事が載りました。

一般的に、この記事を読むと、大概、交通信号は黄色が出ると次は赤信号、これが一般的な常識なわけで、その記事と一緒にこの民事再生が出たということで、やはり町民の中に、非常に心配と不安を抱いている方がおられるそうです。

まず、その第3セクターの水上リゾートの民事再生が町民、町に及ぼす影響について、どのようなことがあるか、お聞かせいただきたい。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) まず、実質公債費比率の関係については、やはり、昨日も行政報告で申し上げましたように、一つの捉え方が変わってきました。それによって、急遽このような大きな数字が出る自治体と、出ない自治体というものが出てきたわけですね。

わが町にとりましては、アメニティパークの起債という公債費の問題から、このような結果が出たわけでございますけれども、平成23年には借金返済が済みますので、したがって実質公債費比率も順次下がっていくということでありまして、平成27年には15%ぐらいにしたいと、そういうことを今思っているところでもあります。

当然、制度改正によって、実質公債費比率が上がるということが分かりましたので、事前に県、総務省の方に出向きまして、みなかみ町の財政の実態を詳細お話してきております。

と言いますのは、やはり18%以上になりますと、県の許可になりますし、この町につきましても、合併しての徳といえは何と言っても合併特例債の活用ですから、この活用が出来なかつたら、それこそ大変になりますので、それらを踏まえて、総務省に行ってきた経緯があります。総務省としては、健全化に向けてのしっかりとした計画が立てられて、将来的には比率が下がることが、分かっておりますので、そう心配なく一つ町づくりに取り組んで欲しいというお話しはいただいております。

しかし、これに甘んじることなく、実質公債費比率を下げるために、今後一層の努力をしていきたいと考えております。

それから、水上リゾート開発の民事再生の問題についてであります。昨日申し上げましたように、いろいろな経過はありましたけれども、地域にそれなりの貢献をしてきて、現在に至ってはおりますが、やはり多額な債務が生じております。

したがって、私も昨年11月に町長に就任したわけでありまして、関係者に在庁願ってですね、その実態についていろいろと聞かせていただきました。

その折りにも、やはりこれだけの債務を抱えていたのでは、履修努力はこれはなかなかできないだろうと、やはり積極的に民事再生をして、この水上リゾート開発・スキー場を残し、そして、雇用を安定して、さらには町に対しての税金対策等についても、しっかりとって欲しいという願いをしてきた経緯があります。

会社におきましては、このことを受けまして、というよりも、前々からそのようなお考えもあったようでございますけれども、精力的に取り組まれまして、今回のこのような結果になっていたわけでありまして、私としては、良かったかなというふうに思っております。

町として、申し上げておりますのは、事業を継続して雇用の確保を図るということ、そしてまた、地域の活性化に資するように、加えて税金の問題点等々についても、お願いしているわけございまして、これが一日も早く解決をして、次期シーズンをぜひ迎えられるように願っているところであります。

では、続きましては、地域振興課長の方から追加答弁いたさせます。

議長（傳田創司君） 地域振興課長。

（地域振興課長 林 昭君登壇）

地域振興課長（林 昭君） 町に対するどのような影響があるかということですが、昨日の行政報告の中でもさせていただきましたように、民事再生を進めていきまして、これから会社の債務といいますか、その総額が分かってくるという状況です。

もう大体、最初に投資した金額が60数億というのが返せないで残っているという状況であります。

その他、営業していく中での例えば、税なども滞納しておりますので、町の税が、これが再生をしていく中で、優先債権というかたちで固定資産税が納めていただけないかなというふうには、滞納している部分も納めていただけないかということがあります。

と同時に、行政報告でも説明させていただきましたように、損失補償を旧水上町の中で、行っておりますので、これも履行を求められる可能性があるという、今の段階ではどれだけ求められるのかというのは分かりませんが、それがあつたということなんです。

それから、会社がどういう形で整理をされるのかによって、出資をしている3,400万円の出資金が、これが価値がなくなるということが、出てくるのではないかとということが予想されます。

ただ、民事再生ですと、税金が優先債権として入るとかということがあつたんですけども、このまま破産ということになりますと、全てがダメになってしまうということもありますので、民事再生が上手く行けば、ある程度、町にとっては収入ということも考えられるのかなという状況であります。

議長（傳田創司君） 10番高橋市郎君。

10番（高橋市郎君） 先程、町長の答弁の中に、出資比率が2分の1を超えるものについては、経営状況の開示があると、それ以外についてはなかったということだと思っておりますけれども

も、そういう解釈をするわけですが、34%の出資ということになると、当然取締役の派遣がされていたと思うのですが、どういう役員が町から行っていたのですか。

議長(傳田創司君) 助役腰越孝夫君。

助役(腰越孝夫君) 町からの派遣の問題ですが、今までは取締役として私、当時の水上町長、それから、監査役として収入役、その2人が役員として、参加しておりました。

私自身が、変則的なんですけれども、代表取締役が2人制でありまして、実質の企業運営、事業運営をしている立場から1人、町から1人ということで、代表取締役に私、当時の町長が代表取締役、それから実質の会社運営をしている方から代表取締役は1人というかたちで、組織を作っておりました。

議長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 代表権を持ってということになると、代表権があるという答弁があったわけですが、いわゆる代表権を持つ取締役ということになると、経営責任を問われるということが危惧されますが、その辺についてはいかがですか。

議長(傳田創司君) 助役腰越孝夫君。

助役(腰越孝夫君) その件に関しましては、私が代表取締役に就任する条件として、その債務の実質的な保障責任、そういうものは会社側の運営代表権を持つ者に寄せるということでありまして、私はそういう関係については、一切関わらないというそういうものを条件として、代表取締役を受けたという状況になっております。

議長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) それとノルンスキー場を作る状況の中で、地元、もちろん町等は大規模開発協議を当然したと思いますし、また、その場所に隣接する地域住民の方々とも、それなりの協議、または約束が成されていることだと思うのですが、いわゆる経営母体が経営譲渡され、その経営母体の方々が、今後どのような経営をされるか、非常にシビアな経営をされると思いますし、そこで危惧されることが、ノルンスキー場がある借地域、住民の方々に与える影響といいますか、建設当初は、町が34%出資ということになると、それなりの信頼をおいての協議であったと思われますけれども、それがこういう経済情勢の中で、やむを得ないこととは言いながらも、住民が持つ不安というものは大きなものがあると思いますし、その辺についてはどのような状況が考えられますか。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) この民事再生の処理については、現在会社側の方としては、小笠原弁護士が代理として今出て来られて、債権者会議等でいろいろと詳細説明があるわけでありまして、当然、これが進んでいく過程にありましては、議会の皆さん方にもお諮りをし、ご意見を伺う場もありますし、なお、その方向等が決まりしだい、また関係地域の皆さん方とも話し合いをしなければならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、東京地裁の方にそういう申請がされたわけでありまして、その動向もしっかりと見極めながら、今日までの経過を踏まえて、これが経営移譲されるにあたって、問題のなきよう町としてもいろいろと努力をしていかなければならないと理解はいたしております。

議長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 他にも第3セクターがあるわけです。いくつあるのか、ちょっと私は把握していないのですが、なかなか厳しいのではないかなということ、そういう中で北海道の夕張市が財政破綻した、これも第3セクターの観光施設の経営破綻が主な原因かな

という新聞報道です。

そこまでは、当町においては行く心配はないかもしれませんが、いわゆる財政を圧迫するという懸念を持つ、第3セクターなり、公社というものがあろうかと思いますが、その辺についての今後の方針と申しますか、どのようなことで、先程統廃合するんだということはあるかもしれません。

しかしながら、第3セクターの出資比率が2分の1以下のものに対しては、なかなか町民にその実態が現れてこないという中で、どのような方針で今後臨むかという点についてお聞かせ願いたいと思います。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) ただ今の高橋議員、ご質問の企業と言いますと、3社ありまして、宝台樹スキー場、クラフトビール、大峰高原株式会社、この3社になります。

これらのことについては、確かに議会の方に対しては、報告義務はないわけですが、やはり町内にあるそれぞれのセクター関係の企業でありますので、できる限りその開示等についてはですね、されるように、開示というのが良いのか、その実態を行政が把握して、議会の方に報告するように、それは努力をしていきたいというふうに考えます。

したがって、そういう場面で、またいろいろとご意見等をいただければ有り難いというふうに思います。

議 長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 時間が来るようですので、2点目の少子化についてお尋ねをしたいと思えます。漠然たる質問項目で大変申し訳なかったなというふうに思うわけですが、多岐にわたるそれぞれの分野での努力というものは当然必要かと思うのですが、先程の答弁の中に、「これだ」という決定打は、少子化についてはないのだと、国の施策はもちろん必要であり、こまめな対応というものは、この過疎地における町の対応というものも必要かと思えます。

誰がどういうことをということ、これからの皆さんが知恵を出し、また我々が知恵を出して、事に臨むことが必要かと思えますが、やはり人口が2万5千人という合併協議会の中での数字が、もう既に2万3千某になったというような状況、また、子供の産まれた数が少ないという資料もいただいているわけですが、どうかこの農村地域の軒先、また庭に、おしめが干してあるような風景、今は布のおしめは使わないから、干さないようですが、春には鯉のぼりが舞うというような光景をつくるために、その総合的な知恵を出し合って進めていくような方向の中で、そのことに専従するような職員を配置し、総合的な施策をするような構想を持っていただければ良いかなということを考えますがいかがですか。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 先程、少子化の実態、さらには私の考えた等について述べさせていただきました。まさに高橋議員が言われるような、そういう町に、地域にしなければならないと思っております。

私自身も家に孫が2人おりますけれども、約200世帯近い中であってもですね、同年の子供がいないんですね。子供たちは、孫はやはり友達を求めますし、親が車に乗せて、その友達の家連れて行く、また、連れてくるというようなのが実態です。

このような一つの少子化でこれどうなるのだろうということで本当にこれからの先々心配をしている一人であります。

それだけに高橋議員が言われますように、この少子化問題については、より精力的に取り組んでいきたいというふうに決意をしておりますし、合わせまして、国そのものを地方から国を動かす、少子化に向けて国も積極的に取り組むような国に地方からさせるといようなこともですね、ぜひ大事であろうと思ひまして、先程自分の考え方を申し上げたしだいであります。

基本的にはいろいろありますけれども、やはり住みたくなるような町をいかにつくるかにあると思ひます。町民自身がそのことを思ひ、毎日の生活を送るならば、やはり若者はここに定住するだろうし、そこに出会いもあるだろうし、結婚もあるだろうし、子供も産まれるだろうし、そういう方向に私は転換していくのだろうと思ひます。

それに加えまして、この地の形状を上手く活かしまして、産業の振興、雇用の促進と言うことが、力を入れなければならないと今考えておりますし、都市計画事業等を上手く進める中で、工業誘致等にも取り組み、そして、この地で生まれ、この地で育って、この地で教育をしたものが、この地で終了できて、そして、次の世代にというような、そういう社会をつくるべく、これから努力をしなければならないというふうに思ひているしだいあります。

大変に広い範囲の取り組みが求められますけれども、町をあげて、この少子化問題はぜひ取り組んでいかなければならない問題だというふうに理解をしております。

よろしくお願ひいたします。

議 長(傳田創司君) 10番高橋市郎君に申し上げます。制限時間となりました。これにて、10番高橋市郎君の一般質問を終わります。

議 長(傳田創司君) ここでお願ひ申し上げます。

質問時間の関係で、若干、この後、昼食時間にくい込みますけれども、あと一人の方の質問をお願ひしたいと思ひますのでよろしくご協力をお願ひします。

議 長(傳田創司君) 次に、16番鈴木勲君の質問を許可いたします。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 議長に許可をいただきましたので、通告に従ひまして一般質問を行います。

今回の質問については2件であります。

1つは、国道291号線拡幅並びに道路整備についてであります。

新生みなかみ町は、清流利根川源流の美しい豊かな自然環境、歴史・文化等を誇る素晴らしい町であります。

町おこしは、観光の活性化が重要課題であります。それに伴ひまして、道路整備も必要不可欠であります。

国道291号線は、群馬県の管理下にあるわけですが、道路の幅員が狭い上に、交通量が増してあり、そのため車輻事故が絶えないわけであります。

幅員が狭いので、道路に覆い被さっている障害物を取り除き、見通しの良い道路にいたしまして、美観を保っていただきたい。観光地に相応しい道路にしていきたいと思ひうわけでございます。

そして、事故のない国道291号線に対処していただきたいと思ひますが、町長のお考えをお伺ひします。

次に2点目、鳥獣害対策についてであります。

近年、山に餌がなく、熊や猿、鹿、イノシシ等の鳥獣被害が甚大であります。

農作物を荒らし、人間にまで害を与えて困り果てておりますが、自然保護団体は、動物保護と言いますが、農村生活を脅かす、猿や熊、そして鹿、イノシシ等の保護だけは、私たちは理解できません。

特に猿・イノシシにつきましては、人間社会とは逆に増加が著しいものがあります。

人里に出没して、人間社会の食料を餌にして、増え続けております。

鳥獣を駆除し、人間社会の生活の安全を保たなくてはなりません。

国策で、自然保護をするならば、鳥獣被害の作物・物件は国で保障すべきであります。

人間社会では、他人の物を盗れば、盗難罪であり、他人の家に侵入すれば、家宅侵入罪で警察事件になります。熊や猿が盗ったものについては、笑い話で済まされてしまいます。

江戸時代の生類憐れみの令と全く同じでございます。

こうしたことについて、速やかにどう駆除対策をするのか、町長にお伺いいたします。

以上、質問を終わります。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 鈴木勲議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目が、国道291号線の拡幅についてであります。

国道291号線は、みなかみ町を南北に縦断し、町の重要な幹線道路であります。

この道路は上毛高原駅や関越水上インターに接続し、さらには県道猿ヶ京温泉線や主要地方道沼田～水上線、県道相保～湯原線につながる主要道路であり、地域住民の生活は下より、観光産業の振興発展に大きな役割を果たしてきております。

ご質問の内容は、上毛高原駅以北の道路改良等であると思っておりますが、確かに石倉地区までの間は視距が悪く、あまり道路改良もされずに現道を舗装したような道路であります。

したがって、狭隘部分が多く、接触事故等が多発していると伺っております。

誰もが道路について求めることは安全性と快適性であり、特に観光地に向かう道路は、安全で快適に運転できることであります。この道路はご案内のとおり一般国道であり、群馬県が管理している国道であります。

今までの取り組みは、群馬県に対して利根地方総合開発協会名で、毎年、視距改良を始め、抜本的な道路改良を求めて陳情を重ねてきた経緯があります。

今年は、9月19日に沼田市長を始め4町村長、各議長、小野里・星野両県議にご同行願って陳情することになっております。

今日までの成果としては、危険を伴う局所的な路面改良や、深沢付近では道路改良に備えた測量等が行われておりますが、願わくば月夜野～水上間については、県においては改良計画を示されて、計画的に事業が実施されることを強く臨む次第であります。

加えて町議会の産観常任委員会と町建設課を中心にして、県当局と定期的に「土木行政懇談会」を開催し、国道291号線は勿論のこと、みなかみ町全般の土木事業等について意見交換をして、問題解決に資することが極めて大事であると考えております。

是非ともこの機会に、議会におきましても、このような土木行政懇談会等の設置等について、ご検討いただければ幸いです。

次に、鳥獣害対策について申し上げます。

江戸時代の生類憐れみの令という話でございますが、そのようなことをする考えは、毛頭もっておりません。

月夜野地区においては、今まで猿の出没が少なく、さほど影響は見られませんでした。今年に入りましては、石倉・和名中・森原・戸倉地区を中心に、頻繁に猿の出没が多く、地元の人々は、農産物の被害の大きさと、驚き、悔しさは大変なものかと思えます。

したがって、何とか猿害対策ができないものかと、月夜野猟友会の方々にお願いしまして、ハンター13人、職員4名で、小和知地区を中心に9月2日に猿追いを致しました。

トウモロコシを食い散らかした残骸があちこちにあり、泣き声はするが姿は見せないという狡猾さであります。

猟友会の皆さんは山を登り、林をくぐり後を追うのでありますけれども、陰すら見えないうのことであります。一般の人には安心して姿を見せますが、ハンターですと危険を察知するようであります。

この日、1週間前に捕獲した2頭の猿に発信器を付け、群れに戻しました。今後はこの発信器を基に猿の群れを確認し、猟友会の皆さんと頻繁に連携を取り、また檻についても数を増やし、猿害対策の実を挙げて行く考えであります。

しかし猟友会の皆さんが安心して発砲できるのは、木の葉が落ちて見通しの利く季節でなければならないわけでありまして、今の時期は、猿の駆除をすることは極めて危険であると思うのであります。

月夜野地区は、猿出没の過去3ヶ年間のデータがないために、県では暫定して100頭を認定しましたので、その15%の15頭が駆除できることになっております。

鳥獣害対策については、阿部議員の猿害対策の答弁と重複しますので、省略させていただきますが、早い時期から熊も里に異常出没しております。

9月1日現在の熊の駆除は、月夜野10頭、新治8頭、水上6頭、全部で24頭の駆除をしております。

人に危害が及ばないように、防災無線や張り紙等で注意を呼びかけているところであり、これからも里に出る事が予測されますので、引き続き檻や銃、食べ物となる農産物等を排除する対策を継続していく考えであります。

行政のみで、有害鳥獣対策ができるわけではないと思います。全町上げて取り組まなければならない時期に来ていると考えておりまして、効果ある対策等については即実行していきたいと考えておりますので、ぜひまた貴重なご意見、ご理解、ご協力をお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

議長(傳田創司君) 16番鈴木勲君。

16番(鈴木勲君) 車輛事故の多い場所につきましては、先程、町長答弁にありました深沢の三叉路のカーブ、小川の阿部良知さん宅下のカーブ、小川神社の下のカーブ、その先の高速道路真下のカーブ等が非常に危険が多いわけでありまして。

それについても、良く検討を願いたいと思うわけでありまして。それについては、周りに道路を付け替えるか、カーブ幅員を拡幅するか、調査検討をよろしくお願い申し上げ、危険箇所を早急に対応していただきたいと思うわけですが。

また、道路に覆い被さっている障害物等は道路の景観を損ねます。観光地の道路としては、安心・快適なハンドルさばきが求められますので、ぜひご理解を賜り早く検討改良をお願いいたします。

次に、熊や猿につきましては、阿部議員の一般質問でも対策等、多々あったわけですが、最近では人や車にも驚かない状況下になっております。まして、猿は、女性や子供、お年寄りに対しては馬鹿にして、威嚇をするわけでありまして。

そして、農作物等の被害が増大しております。こうした現状の中、やはりラインを決めてですね、国有林から民地へ侵入したなら、射殺するというようなことを、特に一頭取れば賞金を与えるなどの賞金制度も設けまして、町独自の方策を打ち立てて欲しいと思うわけでございます。

そして、農作物が荒らされない、安心して住める町にするためには、山に餌を作ること、例えば、ドドメのなる桑の木、栗の木、渋柿等を植えて、人里に侵入しなくても餌が間に合うような対策も検討されたいと思うわけであります。

町長の考えをお伺いいたします。

議長（傳田創司君） 建設課長鈴木初夫君。

（建設課長 鈴木初夫君登壇）

建設課長（鈴木初夫君） 深沢と小河内内、3箇所は交通事故が比較的多いという話でございますので、この関係については管理は土木事務所の方で行っておりますので、そちらの方に要望していききたいと思います。

また、観光地としての視距改良の関係でございますが、これも県の方に要望していききたいと考えております。以上です。

議長（傳田創司君） 農整課長阿部行雄君。

（農整課長 阿部行雄君登壇）

農整課長（阿部行雄君） 月夜野地区では、最近猿が急に出没したということで、一番大切なことと言いますのは、この場所は居心地良いと猿に思われたらおしまいだということです。

猿は場所を特定して、そこを離れないと、同じような地域で生活をするということです。

やはり、猿を捕まえて、発信器を付ける、人間と同じように若いメス猿、これが常に群れの中心、真ん中にいるということで、これが確保できたら万々歳ということです。

この猿にとっては、猟友会の人は怖い人であって、そうでない人は安全だと、こう奴らは思うそうです。

ですから、集落中で里に出てきたら、危険だということを察知させないといけないということです。

ですから、全体で、確かに轟音玉は効かないとか、花火はダメだとか言いますが、そこへ居着いてゆっくり餌を食べさせないということが、非常に大事だということです。それから、もう一点の山に木の実を植えてみたらどうかということですが、これらについても、いろいろ議論されているところらしいです。

確かに山にそういう実を付けるものを植えるということなんですが、ただ、そうなりますと繁殖力が良くなり、結局また、里に下りて来るといこういう悪循環の繰り返しだということでございます。

とにかく、一番大切なことは、猿にゆっくりさせない、里に出てきたら追い払う、例えば、犬を飼っている人がいましたら、散歩については山側の方を歩いていただきたいということです。こういうことが、やはり猿にとっても警戒する第一打ということだそうです。

あとは、先程、阿部議員の一般質問答弁の中で済んでおりますが、有害鳥獣対策について、補助金はどうかということですが、現在、新治・月夜野・水上、3地区合わせまして、627万3千円で、有害鳥獣に対して予算対策を組んでいるということです。

イノシシについても、猿・カラス・スズメ等もそうです。

ただ、いろいろ難しい面等もございまして、リンゴに熊が出てくるということで、現在、追い払うために爆竹を鳴らすと、熊は夜行性でございますから、どうしても夜、爆竹等を

やるということで、近所の方から、農政課の方にも苦情が来ている状況ですが、一方は作物を守りたい、一方は迷惑だというような地域の難しさも出ているということもあります。

ですから、全体、地域一体となってやっていくという答弁がございましたが、そうしていかないと、なかなか対策は難しいと思います。以上です。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） それから、猿につきましては、旧新治村の時に「猿の餌付け禁止条例」というのを作りまして、猿に餌を与えないということを徹底を図ったことがありました。

これは、やはり観光客の皆さん方、本当に子猿等がおりますと、特にかわいくて、ついつい餌をやってしまう、それが要するに一番問題になってきている、まずはそれが問題の出発点だったわけですけれども、それをしないようにということで、猿の餌付け禁止条例を作りしました。

合併しまして、この条例が、今聞きますと、全町にこの条例が適用されているということでもあります。

したがいまして、この猿の餌付け禁止条例について、ご理解をいただき、水上・月夜野地区にありましても、観光客が大変多くみえられますので、それに対する条例の周知等についても、いろいろこれから努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げたいと思います。以上です。

議 長（傳田創司君） 16番鈴木勲君。

16番（鈴木勲君） 今、いろいろとご答弁をいただいたわけがございますけれども、とにかく、住み良い町をつくるためには環境整備、そういった獣のいない町にしたいと思うわけがございますけれども、そういった施策を極力、町として努力をお願い申し上げまして、質問を終わります。

議 長（傳田創司君） これにて、16番鈴木勲君の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） この際休憩いたします。13時05分より再開いたします。
(11時49分 休憩)

(13時05分 再開)

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） 次に、7番原澤良輝君の質問を許可いたします。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番（原澤良輝君） 通告に従い一般質問をさせていただきます。

1. 入札制度の改善について

日本弁護士連合会は「日本の入札には談合が蔓延している」として、入札制度改革に関する提言や決議を行っています。

そして、談合の被害者については発注者の国・地方公共団体であるが、国民は無駄な税金の支出を通じて莫大な被害を受けていると強調しております。その後も入札制度改革に関する調査を行っています。利根沼田の建設業社が談合で公正取引委員会から摘発されたことを記憶されていると思います。

私は町民の税金を使う立場から考えて、「より良いものをより安く」というのは当然ですが、「談合など不正の起きない入札制度」を目指す必要があると考えます。

みなかみ町で契約する工事等の透明性、客観性、競争性、公正公平を確保して、財源を節約し、町民が納得して財政再建に協力出来るように入札システムの改善するように求めたいと思います。

入札予定価格の事前公表を行って下さい。

予定価格は町が工事等の材料費や労務費を積算して決めますが、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が、平成15年から施行されております。

予定価格を事前漏洩等の疑惑に対して「発注側が襟を正す」という意味があります。

当然ですが予定価格以上の入札者はなくなりますし、平成14年2月の(財)建設経済研究所の47都道府県と12政令指定都市に対する入札制度・契約制度等実態調査によれば、一部公表を含め、61%の36自治体が公表を実施しております。

入札は町内に限るなど、条件付き一般競争入札を原則にすべきだと思います。

指名入札のように数社だけだと業者間の情報交換し易く、不正が起きやすい。入札は受注を希望する業者は、登録など一定の条件があれば、誰でも参加出来るようにすることが必要だと考えます。

入札の際には、見積内訳書を添付させるようにしたい。

入札金額だけの入札では、ダンピング等の不都合がわかりませんし、積算内訳を添付させることで、本当に受注を希望する業者で真剣に積算した業者だけが入札に参加するようになり、業者数が大幅に増えるという面もなくなると思います。

入札監視委員会を作り、入札に立ち会わせるようにしたい。

透明性、客観性、競争性、公正公平を保つためにも、一般町民も立ち会わせることが必要だと思います。

入札結果については、落札価格、落札業者、入札参加業者の入札価格を公表して、町民にも周知するようにしたい。

「公共工事入札、契約適性化法」に基づき、平成13年から入札結果の事後の公表が義務づけられております。

発注者の町は工事等は税金を使うのだから、入札結果は町民も納得する公正公平な結果が必要だと思います。その結果、落札価格の低下による節約効果が発生し、財政再建が進むと考えます。

次に、月夜野地区100億円の都市計画事業についてですけれども、現在、一般会計、水道会計、下水道会計、土地開発公社の借入金で約280億円の負債があります。

第3セクターや公社等、町出資の事業体の採算性も厳しいものがあり、国・県の交付税も減額される中で、みなかみ町もしっかり財政再建をしなければなりません。

以下の点で町の姿勢を問いたいと思います。

月夜野地区の都市計画事業を100億円としているが、補助金の半減や福祉・教育サービスを切り捨てている財政状況の中で住宅用地、工業用地の需要も少なく、事業計画を半減するくらいの思い切った見直しを求めるとともに、公共事業は学校の耐震対策など緊急性のある事業を優先するように求めます。

先日、発表された北海道夕張市の財政破綻は、人口13,615人の市で600億円の起債を積み上げた結果です。

県では20年以上未着手の都市計画事業は、見直すということから、さらに進めて未完了の道路も見直しの対象に決めました。

昭和50年から平成5年に経済成長や人口増を前提にした都市計画を決定したもので、

道路や計画は、町の財政事情悪化や人口減少などの環境が変化してきており、大幅に見直す必要があります。

また、県内大泉町の市街化区域内で宅地利用を計画していた土地区画整理組合が宅地需要の減少により、地価の大幅下落で事業を進めても、収入減で億単位の負債を抱えると判断して事業を中止いたしました。

事業開始以来投入した1億160万円が組合員209人の負担になって、多い人で4～500万円の支払いとなる見込みだそうです。地権者からは解散して、税金の安い市街化調整区域に戻して欲しいとの声もあるそうです。

都市計画の見直しについては、町当局だけでなく住民の意見を聞きながら、本当に必要な事業に限定して見直すように重ねて要求します。

合併による「算定替」特例が切れる、平成27年度には交付税減額により、町予算規模も100億円が予想される中、合併特例債については全額使い切るのでなく、必要最小限に絞る必要があります。

合併すると普通交付税は、合併前の関係町村の総額よりも減ってしまいますが、そこでその差額を「算定替」として10年間、11年目以後は15年目まで段階的に減額する特例措置が講じられています。

交付税が減額され、平成27年度の予算規模は18年度より45億円少ない、100億円を目指さなければ町財政が成り立たなくなると思います。

沼田市や渋川市でも合併特例債は必要最小限にしたいと言っています。町長の賢明なる対応を期待して質問を終わります。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 原澤良輝議員のご質問にお答えいたします。

最初に、入札制度の改善についてであります。

まず、最初に競争入札を執行するに当たり、入札予定価格を入札前に事前公表すべきとのご質問であります。確かに最近、一部の地方公共団体で公共工事の入札にあたり、予定価格を入札前に公表する動きがあります。

しかし、入札の前に予定価格を公表することは、予定価格が目安となって競争が制限されたり、落札価格が高値止まりになったり、業者の見積努力を損なわせること等が懸念されますので、現段階では考えておりません。

次に、契約は町内業者に限る条件付き一般競争入札にするべきこと、入札参加業者の登録は一定条件を満たせば誰でも参加出来るようにすべきとのご質問であります。

現在、公共工事等の業者選定にあたっては、「みなかみ町請負業者選定委員会」に諮問しております。

委員会においては、工事内容並びに業者の技術力等を総合的に判断して、入札参加登録業者の中から地元業者の育成並びに経済効果等を考慮して、町内業者を優先に選定がなされております。

私は委員会の答申を受けて、これを指名し、競争入札を執行しております。

入札参加希望業者の登録については、「建設工事に係る競争入札参加者の資格等に関する告示」を定め、これに基づいて入札参加希望業者の申請を受けております。

平成18・19年度の登録については、平成18年2月1日より2月末日までの1ヶ月間の申請受付をし、書類の内容を審査し登録しております。

入札の際に見積内訳書を添付させて入札させるべきとのご質問であります。業者は公共工事の受注を希望して登録申請をしているわけであり、

したがって、入札に臨むことは受注希望が有るからであり、当然のこととして工事内容等を把握し、工事価格を積算して入札金額を決めていると理解しております。

それぞれ業者の特色を出して積算されていると思いますので、敢えて、見積内訳書の提出を求めなくても良いのではないかと考えております。

入札監視委員会を作り、入札に立ち合わせることで、希望する町民に傍聴できるようにするとのご質問であります。

最初に、入札監視委員会が設置されたのは、国の公共工事の入札・契約手続きにおける公共の確保と透明性の向上を図るために、諮問機関として平成6年度に設置されました。

競争入札の執行は、地方自治法の規定により、執行機関である町長の権限で執行しておりますが、入札行為は適正及び公正に執行されているものと確信しております。

入札結果の落札価格、落札業者、入札参加業者、入札価格を公表し、町民に周知するとのご質問であります。現在、町においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の規定に基づき、入札結果における落札価格、落札業者、入札参加業者、入札価格については、閲覧にて公表し、合わせて建設新聞に掲載しております。

以上が入札に関係しての答弁であります。

つづきまして、月夜野地区100億円の都市計画事業の変更についてのご質問にお答え申し上げます。

北海道夕張市が多くの負債を抱え財政破綻したことは、炭坑が廃坑となり、人口が減少する中、市民の雇用基盤を確保するために、バブル崩壊によるリゾート施設の取得を図ったことなどが原因のようではありますが、他山の石とは言えず、ご指摘のとおり財政再建に真剣に取り組んでいかなければなりません。

しかしながら、町村合併により与えられた合併特例債を有効に活用して、新町の中心である月夜野地区の都市計画事業の実施は避けて通れません。

月夜野地区の都市計画事業は、上越線により東西に分断された地域の連絡道路、都市計画道路・上河原～蟹峠線及び真政～悪戸線、町組及び真政地区土地地区画整理事業等の事業を計画しておりますが、都市計画事業そのものの考え方として、全て合併特例債の期間で事業を終了するものではなく、長い年月を要して行くものと思われま

す。与えられた合併特例債の枠は限られた額であり、財政再建と同時進行で事業を実施してまいります。

また、学校の耐震問題や高齢化に伴う福祉問題は極めて重要な施策でありますので、バランスの良い行財政に心がけていくのは当然であります。

さらに、算定替えが切れる平成27年度以降の財政状況を考慮し、合併振興基金17億円を含め、10年間で117億円程度の合併特例債の活用を計画いたしております。

以上、現状の財政状況から特例債の活用についての考え方を申し述べましたが、議会及び町民の皆様方のご意見を十分に拝聴しながら、健全財政を図りたく、さらには夢のある町づくりをするために、行財政運営をしていく決意であります。どうぞよろしくお願いいたします。以上で答弁いたします。

議 長 (傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) どうもありがとうございました。

入札予定価格の公表はできないということですが、予定価格でなくて、設計価格の公表

をして、予定価格は入札時に、くじで決めるという自治体もあるそうです。

最低入札価格を予定価格の何%かというかたちですれば、価格の高留まりとか、そういうものもなくなると思います。業者の数にもよるとは思います、設計価格の公表を求めたいと思います。

現在、町の入札制度ということで、町長の方は説明をしていただいたわけですが、入札については、いろいろこういう流れがあるということで、私の方はそういう形で改善を求めていきたいと質問させてもらったわけです。

設計価格なり、入札予定価格というのが公表されないと、落札価格率なども分からなくて、それが正当なのかどうかというのが判断しきれないということもありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 設計価格、予定価格を事前に示せという話でありますけれども、確かに入札制度については、いろいろとご意見があろうと思います。

しかし、私としては、ここで新たな、改めて今、ここでこのように入札しなければ問題があると認識しておりません。

従来どおり、今進めている方法で、何ら支障はないと思っておりますし、公明性、透明性、公正公平性等々の問題等につきましても、やはりしっかりと見据えて、執行しているつもりでありますので、新たな制度導入によって入札をしようという考えは今のところ持っておりません。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 多くの市町村では、町のトップが変わると、市町村事業の業者が変わることが言われております。

みなかみ町でも、そういうことがなくなるようにですね、町民から信頼を得て行くことが必要であると考えてます。

町長は、変える必要がないと回答されましたけれども、町民がそういうふうに思っているような制度にしていきたいと考えます。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 長が変わると、指名業者が変わるとのご質問ですよね、そういうものがあるという話ですけれども、私自身は、先程申し上げましたように、みなかみ町請負業者選定委員会の答申に基づいて指名をしております。

私自身もこの世界に入って長いんですけども、基本的には答申を受けて、指名をするという基本姿勢を持つ中で、やはり町内業者の育成とか、そういう問題点等についても配慮しなければならない点等は多々出てまいります。

そういうときには、そういう問題も加味しながら、指名をしておりますので、敢えて長が変わったから、例えば、みなかみ町の指名業者の内容が変わったとかですね、私はそういうことはないと思います。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) 日本弁護士会の調査でも、長の姿勢がそういうことに大きく影響すると書いて、言ってます。

そういうことが町民から出てこないような運営をお願いしたいと思います。

業者の選定委員会も、現在は助役がトップになって、町の担当課長がそれぞれなっていると思います。そういった中で、もう少し、外部の意見も入れてもらえるような、入れるようなシステムに改善していただきたい。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) 外部の意見というのはどういうのかですね、ちょっと良く理解できませんけれども、やはりそういう指名委員会をつくりまして、業者選定をしております。

したがって、町内の業者といえですね、やはりしっかりとした営業努力をされて、これが一番大事なのではないかなと思います。

各業者の特色をそれぞれ出す中でしっかりと営業をして、やはり指名委員会等にあっても、この業者を指名しようという方向になるように業者側としても大いにピーアールをしていく責任が、必要がですね、私はあると思います。

行政から、指名をするという一つの今までのスタイルがあるかもしれないけれども、やはり皆さん方の方から、売り込む姿勢がなかったらですね、やはり仕事というものはなかなか受注できないのではないのでしょうか。

やはりそういうことを今後はぜひ、こういう時代ですから、そういう心がけの中で営業努力を重ねて欲しいと思っております。

議 長 (傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) 町長のそういう努力については評価したいと思います。

ただ、それを確かめる方法というのが、私の方としてはありません。

例えば、昨日議決になりました(仮称)新治小学校校舎新築工事なんですけれども、予定価格なり、設計価格が出ていないので落札価格をお聞きしてもですね、どのくらいの率で落札されたかということが分かりません。

したがって、町長の言葉を信じていますけれども、そういう意味で今回の小学校の各予定価格と各業者の入札価格を教えていただきたい。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) だから、先程も申し上げましたとおり、落札価格は今、公共事業及び入札の適正化に関する法律に基づきまして、その結果等については、落札価格等々について、ちゃんと公表しておりますので、いろいろと調査したければ、いろいろと調査できる体制になっているのではないのでしょうか。

閲覧による公表もありますし、建設新聞等によってちゃんとしたものを広くもう掲載して公表しているわけですから、これでもよろしいんじゃないでしょうかね。

議 長 (傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) 予定価格なり、設計価格は公表していないですね、それをお願いしたいと。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長 (鈴木和雄君) だから、法律に基づいて、公表をしておりますので、それ以上は公表いたしません。

議 長 (傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) 100億円事業の方に移らせていただきます。

100億円事業については、財政再検討の関係でいろいろ見直しをということで質問を

しました。

見直しをする場合にですね、町当局だけでなく、住民との打合せをしながら、見直しをしていただきたい。合併特例債は必要最小限に使うようお願いしたい、再度。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 原澤議員のご質問ですと、要するに、住宅用地ですとか、工業用地の需要が少なくなったので、都市計画事業は半減しろという考えですね、これはマイナス思考ではないのですか。需要が高まるように、行政はすべきじゃないのではないのでしょうか。

これだけ、素晴らしい地形にありながらですね、これをいかに活用するか、活用して要するに住宅を造り、産業振興して、税収が上がるようにしていくのが我々なのではないのでしょうか、議員さんなのではないのでしょうか。

そのために、やはりこの都市計画事業というものは必要なのではないですかね。

私も12月議会の時に、日本共産党の高橋光夫議員さんからご質問いただきました。

望郷ラインとの関連で、望郷ラインも私賛成してきた、これを活かすために当然この都市計画事業によって、再整備をするわけですよ、それは賛成だから、大いにやって欲しいという意見もいただきました。

さらに違った角度から考えますと、やはり20数年間という一つの年月の中で町民に約束してきた事業というのはいっぱいあると思うんですよ、例えば、この月夜野地区については。

中学校を造りました、その時には、この利根川に橋を架けることを約束している、また、道路を造り、橋を架けることを町民に約束しているのではないですか。こういう事をしなくても良いんですかね。

私はやはり、約束したことについては時代が変われば、それはそれなりに変えたものとして取り組む必要はあると思いますけれども、現状の月夜野地区を見た場合には、やはりあの地域がガクエンの学校であり、行政としての施設がある以上、当時町民に約束した道路関係の整備はやはりやる必要があるのではないのでしょうか。

今回、合併できましたので特例債を使えばできるわけなんです。

100億円の話しについては、原澤議員は新聞報道がずーっと頭にあるのでしょうけれども、実際のところ、これ100億円で済みませんよね。

今、特例債を使うな使うなという話ですけれども、今現在考えているのは117億ぐらいまでは特例債を使った方が徳だろうという考え方の中で事業の枠組みを都市計画事業をはじめとして、これから進めていきますけれども、例えば、仮に100億円としますよね、特例債を100億円使うとすれば、これは補助残ですから、公共事業の補助残で使うわけですから、要するに50%の補助であった場合等については、当然これ200億になりますね。本当にアバウトにしますと、要するに50%が公共事業、50%が特例債を使ったとすれば、合併特例債が100億円であれば200億円になりますね。

ところが、今のまちづくり交付金等になりますと、40%ですね、大体アバウトに言うると40%です。そうしますと、要するに、100億円特例債を使うことによって、170億近くの事業ができます。

そういう具合に一つの特例債を基準において、これから10年間で160なり、170なり、200億の仕事をしようというのが、この間、新聞発表したときの経緯も実はその一番の元になっているわけです。

だから、こんなに財政は大変ですけれども、町村合併したお陰で特例債というものを上

手く活用していけばですね、今まで、実現できなかった懸案事項が水上地区にも月夜野地区にも、新治地区にもあるわけですから、これらがしっかりとできるわけです。

しかしながら、100億円使っても、実際のところ一般財源はいくらかと言えば、要するに20億円程度なんですね。こんな有利な話はないでしょ、これ。それでなぜ、これを進むな、進むなって言うのが、実は私は分からないんです。

それと同時に、このような問題がいっぱいある中で、これを放っておいて良いんですか、これで住民に本当に納得できるような町づくりができるんですか、そういうことを逆に私は敢えて原澤議員に問いたいのであります。以上です。

議 長 (傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番 (原澤良輝君) 私も都市計画事業を否定しているということではありません。

ただ、財政事情が厳しいと、補助残を使っても、元利償還すると100億円だとしたら、27億円ぐらいはトータルで持ち出しになると思います。

町長の設定の補助残なりをもらえると、設定していった場合として、そのくらいにトータルで持ち出しがなるというふうに計算をさせていただいています。

ですから、それを否定するものではありません。

ですから、住宅事情につきましても、あるってことはあるんですけれども、ただ、うらの郷も売れ残っています。

実際にそういうものが必要なかどうか、また、学校の方の耐震補強のこともしなくちゃいけないし、学校もやらずなくちゃいけないと、そちらにまず優先をさせていただいてですね、そういう中で都市計画もしてもらおうと、その際にですね、ですから、町だけで決めるのではなくて、地域の住民も含めた都市計画をした方が良いんじゃないかと言う私の提案をさせていただいているわけです。

ただ、金額についても、多分年末に出たときは、町長もこちらの実情を知らないでいろいろおおざっぱな話を確かされたんだと思います。

それも新聞社との話でなったものですから、多分町長もこういうふうにそろばんをはたいて、こうやったという積算ではないと私も理解してますし、私の方も半分にしてくれってというのは、じゃなぜ半分なのか、70%なのかと問われると、ちょっと根拠には薄いんです。

ただ、そういうことがありますんで、100億円すぐやりますよ、10年間かけてやりますよと、合併債を全部使ってやりますよと、そういうことじゃなくてですね、都市計画もありますけれども、必要ですけれども、学校だとか、学校の耐震だとか、給食センターだとか、いろいろありますんで、住宅事情というんですかね、住宅団地を造成したとしても、ずーっとそれが塩漬けにしたまま残っていれば、都市計画税とかそのまま残っちゃってますから、それも払い続けなくちゃいけないし、もし、必要であり、実際にこれだけの用地が住宅の団地に必要なかどうかということを知って、区域の見直しとか、そういうことも含めてやっていただきたい、こういうことです。

ですから、合併特例債についても、使うなということではなくて、統合にだけ使うのではなくて、合併特例債にも耐震補強にも使えますと、ですから、そういうふうなところにですね、優先して使っていただきたいということです。

橋の問題もありますけれども、橋は計画に載っている橋もあるし、それからそういう口約束だけの橋も確かにあります。それは住民に約束した橋かどうか分かりませんが、それは私も知っています。

ですから、そういうことが全部ダメだというんじゃないくて、緊急的、優先的にということをお願いしたいということで質問させていただきました、時間ですかね。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 新聞の関係については、100億円特例債を使うという話ではないですよ。特例債を使うというのではなくて、要するに今考えている、月夜野地区・水上地区のまちづくり交付金事業等を考えると、事業として100億円ぐらいの話を当時したわけですね。

いろいろと月日も重ねて、今日に至るときに財政問題点等をいろいろ考え、さらには今、原澤議員言われるとおり、学校の問題がありますよね。

だから、要するに学校の施設整備、これが統合になるのか、現状の耐震でやるのか、ご論議をいただいて、方向を出してもらえればいいのですけれども、教育環境の整備、それから、今言った月夜野地区の都市計画事業、さらには水上地区のまちづくり交付金事業、さらには新治地区においても、やはり都市計画の区域に指定して、やはりそれなりのまちづくり交付金等を付けるのと同時に起こして、やはり整備する箇所がいっぱいありますから、これらを総合的に作り上げていくということです。

その一つの基本の財源となるのが、国の事業であり、県の事業であり、それが合併特例債ですよという話、その合併特例債については、117億円、要するに基金造成も含めまして、117億円くらいまでは使いたいというのが町の姿勢であります。

したがいまして、月夜野地区の町づくり計画のみで特例債をどうのこうのという、そういう捉え方ではありませんので、一つご理解いただくと同時に、当然これはもう進めて行くに当たりましては、町民の代表である議会の皆さん方と、とくと膝詰めで話し合いをして方向付けをしなければならないことは当然であります。

合わせまして、現在教育委員会で行っておりますように、地域住民の皆様方とも学校問題はどのようにしていこうかといろいろと話し合いをしているところがございますので、そういう方向が決まれば一つの事業化に向けて、これから一步一步進んでいくということになろうと思います。

基本的には、行政と議会の我々で責任持って決めて行っていくということでありますので、ぜひご協力をお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) これにて、7番原澤良輝君の質問を終わります。

議 長(傳田創司君) 以上をもちまして、一般質問を終わります。

休会宣告

議 長(傳田創司君) 以上で、本日の議事日程第2号に付された案件はすべて終了いたしました。お諮りいたします。

明9月8日から9月14日までの7日間は、議案調査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、明9月8日から14日までの7日間は、休会することに決定いたしました。

散 会

議 長（傳田創司君） 9月15日は、午前9時から会議を開きます。
本日は、これにて散会いたします。大変、ご苦労さまでした。

（ 13時45分 散会 ）